

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年3月1日
(第65期) 至 平成27年2月28日

株式会社ヨンドシーホールディングス

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 沿革	4
3 事業の内容	5
4 関係会社の状況	7
5 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1 業績等の概要	9
2 仕入及び販売の状況	10
3 対処すべき課題	11
4 事業等のリスク	14
5 経営上の重要な契約等	14
6 研究開発活動	14
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
第3 設備の状況	16
1 設備投資等の概要	16
2 主要な設備の状況	16
3 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	29
(4) ライツプランの内容	29
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
(6) 所有者別状況	30
(7) 大株主の状況	31
(8) 議決権の状況	32
(9) ストックオプション制度の内容	33
(10) 従業員株式所有制度の内容	41
2 自己株式の取得等の状況	42
3 配当政策	43
4 株価の推移	43
5 役員の状況	44
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	47
第5 経理の状況	53
1 連結財務諸表等	54
(1) 連結財務諸表	54
(2) その他	93
2 財務諸表等	94
(1) 財務諸表	94
(2) 主な資産及び負債の内容	103
(3) その他	103
第6 提出会社の株式事務の概要	104
第7 提出会社の参考情報	105
1 提出会社の親会社等の情報	105
2 その他の参考情報	105
第二部 提出会社の保証会社等の情報	106

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月22日
【事業年度】	第65期（自平成26年3月1日至平成27年2月28日）
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀 典
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719-3429
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員業務担当 岩 森 真 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719-3429
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員業務担当 岩 森 真 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
営業収益 (千円)	46,433,874	46,693,298	48,237,023	49,003,184	50,726,266
経常利益 (千円)	2,978,142	3,889,419	4,883,554	5,642,858	6,216,656
当期純利益 (千円)	991,263	1,970,116	2,785,454	3,183,974	3,642,528
包括利益 (千円)	—	1,926,021	3,072,485	3,522,077	4,541,268
純資産額 (千円)	37,816,277	38,837,933	41,106,639	44,136,288	45,830,648
総資産額 (千円)	51,387,224	51,142,598	53,295,468	58,478,562	60,990,338
1株当たり純資産額 (円)	1,355.25	1,415.84	1,509.31	1,609.45	1,722.67
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.44	71.27	101.64	116.40	134.99
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	116.24	134.78
自己資本比率 (%)	73.6	75.9	77.1	75.4	75.1
自己資本利益率 (%)	2.6	5.1	7.0	7.5	8.1
株価収益率 (倍)	21.4	10.9	9.9	13.5	14.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,858,087	4,059,961	3,368,090	5,185,207	4,329,603
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△966,144	△432,831	△1,230,564	△2,389,299	△1,184,752
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,904,938	△2,841,795	△1,322,490	△823,924	△3,298,446
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	502,901	1,287,321	2,111,769	4,093,415	3,952,933
従業員数 (名)	2,146	1,987	1,852	1,933	1,996
(ほか、平均臨時雇用者数)	(1,045)	(1,049)	(986)	(1,050)	(1,021)

(注) 1 営業収益は、「売上高」と「その他の営業収入」を合計しております。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第61期、第62期及び第63期は、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

4 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、4℃ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口（以下「従持信託」という）が所有する当社株式を控除しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月
営業収益 (千円)	1,275,525	1,306,610	1,524,027	1,651,880	1,990,125
経常利益 (千円)	791,673	795,757	951,457	1,071,127	1,381,202
当期純利益 (千円)	696,513	674,016	802,218	906,337	1,131,708
資本金 (千円)	2,486,520	2,486,520	2,486,520	2,486,520	2,486,520
発行済株式総数 (千株)	30,331	29,331	29,331	29,331	29,331
純資産額 (千円)	24,211,554	23,980,406	23,979,365	24,392,771	22,625,921
総資産額 (千円)	32,763,523	32,828,346	33,560,664	36,790,553	36,163,873
1株当たり純資産額 (円)	834.20	839.77	845.42	854.29	818.07
1株当たり配当額 (円)	20.00	21.00	22.00	30.00	32.00
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(10.00)	(10.00)	(10.50)	(12.50)	(16.00)
1株当たり当期純利益 (円)	23.94	23.44	28.12	31.83	40.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	31.79	40.20
自己資本比率 (%)	73.9	73.0	71.4	66.2	62.4
自己資本利益率 (%)	2.9	2.8	3.3	3.7	4.8
株価収益率 (倍)	31.7	33.2	35.7	49.5	50.1
配当性向 (%)	83.5	89.6	78.2	94.2	79.5
従業員数 (名)	19	19	28	33	23
(ほか、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(3)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第61期、第62期及び第63期は希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

3 第62期及び第63期の1株当たり配当額には、特別配当1円を、第64期の1株当たり配当額には特別配当5円を、含んでおります。

4 提出会社の従業員数は、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。

5 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、4℃ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口（以下「従持信託」という）が所有する当社株式を控除しております。

2 【沿革】

- 昭和25年5月 繊維製品の販売を目的として資本金200万円にて広島市稲荷町に十和織物㈱設立
- 昭和26年2月 商号を十和㈱に変更
- 昭和27年11月 本社を広島市京橋町に移転
- 昭和38年3月 広島衣料㈱を合併
- 昭和42年9月 子会社として㈱フジ設立（現・持分法適用関連会社）
- 昭和44年5月 本社を広島市宝町に移転
- 昭和47年12月 広島証券取引所に株式を上場
- 昭和50年9月 東京都に東京出張所開設（平成3年5月東京本社に改称）
- 昭和53年8月 広島市広島駅前に「駅前十和」開店（昭和60年3月店名を「ラポール」に改称）
- 昭和55年5月 本社を広島市西区商工センターに移転
- 昭和61年4月 子会社として㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ設立（現・連結子会社）
- 昭和62年10月 ㈱フジが広島証券取引所に株式を上場、持株の一部を売却したため連結子会社から持分法適用会社へ

- 平成3年9月 商号を㈱アスティに変更
- 平成12年3月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 平成12年10月 子会社である㈱エフ・ディ・シー・プロダクツが東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 平成16年8月 子会社である㈱エフ・ディ・シー・プロダクツが東京証券取引所市場第一部に指定替
- 平成18年8月 子会社である㈱エフ・ディ・シー・プロダクツが株式交換により完全子会社となり東京証券取引所市場第一部の上場を廃止

- 平成18年9月 純粋持株会社へ移行し「㈱F & Aアクアホールディングス」に商号変更、
本社を東京都渋谷区に移転
東京証券取引所市場第一部に指定替

- 平成23年6月 本社を東京都品川区に移転
- 平成25年9月 商号を㈱ヨンドシーホールディングスに変更

3【事業の内容】

当社グループは、(株)4℃ホールディングス（当社）及び子会社10社並びに関連会社1社で構成され、その主な事業内容は、「4℃」（ヨンドシー）ジュエリーを中心としたブランドSPA事業、ODMを中心としたアパレルメーカー事業、ホールセール事業、ディベロッパー事業、アパレルSPA事業及びリテール事業であります。

さらに、各事業に関する物流及び付帯するサービス業務等を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

グループの概要は以下のとおりであります。

連結子会社

(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ	ジュエリー、バッグ等の企画・製造・販売
(株)アスティ	衣料品、服飾品の企画・製造・販売等
(株)三鈴	婦人服等の企画・製造・販売
(株)アージュ	実用衣料、生活雑貨等の販売
(株)ハートフルアクア	物流、商品検品、ビジネスサポート等
(株)アロックス	物流業務の受託等
(株)アスコット	ベビー服等の企画・製造・販売
(株)エフ・ディ・シー・フレンズ	ジュエリー、バッグ等の販売
上海亜古亜商貿有限公司	ジュエリーの販売等
AS' TY VIETNAM INC.	バッグ等の製造・加工・輸出及び販売

関連会社

(株)フジ（東証一部）	食料品、衣料品、日用品雑貨の販売
（注） (株)フジは持分法適用関連会社であります。	

セグメント別の概要は以下のとおりであります。

① エフ・ディ・シー・プロダクツグループ

(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ及びその子会社群において、主にジュエリーやバッグを中心とした商品群において、企画・製造・販売の一貫したブランドビジネスを展開しております。その主なブランドは「4℃」、「RUGIADA」（ルジアダ）、「EAUDOUCE 4℃」（オデュースヨンドシー）、「canal 4℃」（カナルヨンドシー）等であります。

② アスティグループ

(株)アスティ及びその子会社群において、アパレルやバッグを核に、中国やベトナム等の海外生産背景を強みに企画提案力のあるメーカー機能やアパレル機能を有し、大手アパレル、専門店及びGMSを主たるマーケットに事業展開しております。同時にこのセグメントには、ホールセール事業及びディベロッパー事業を含んでおります。

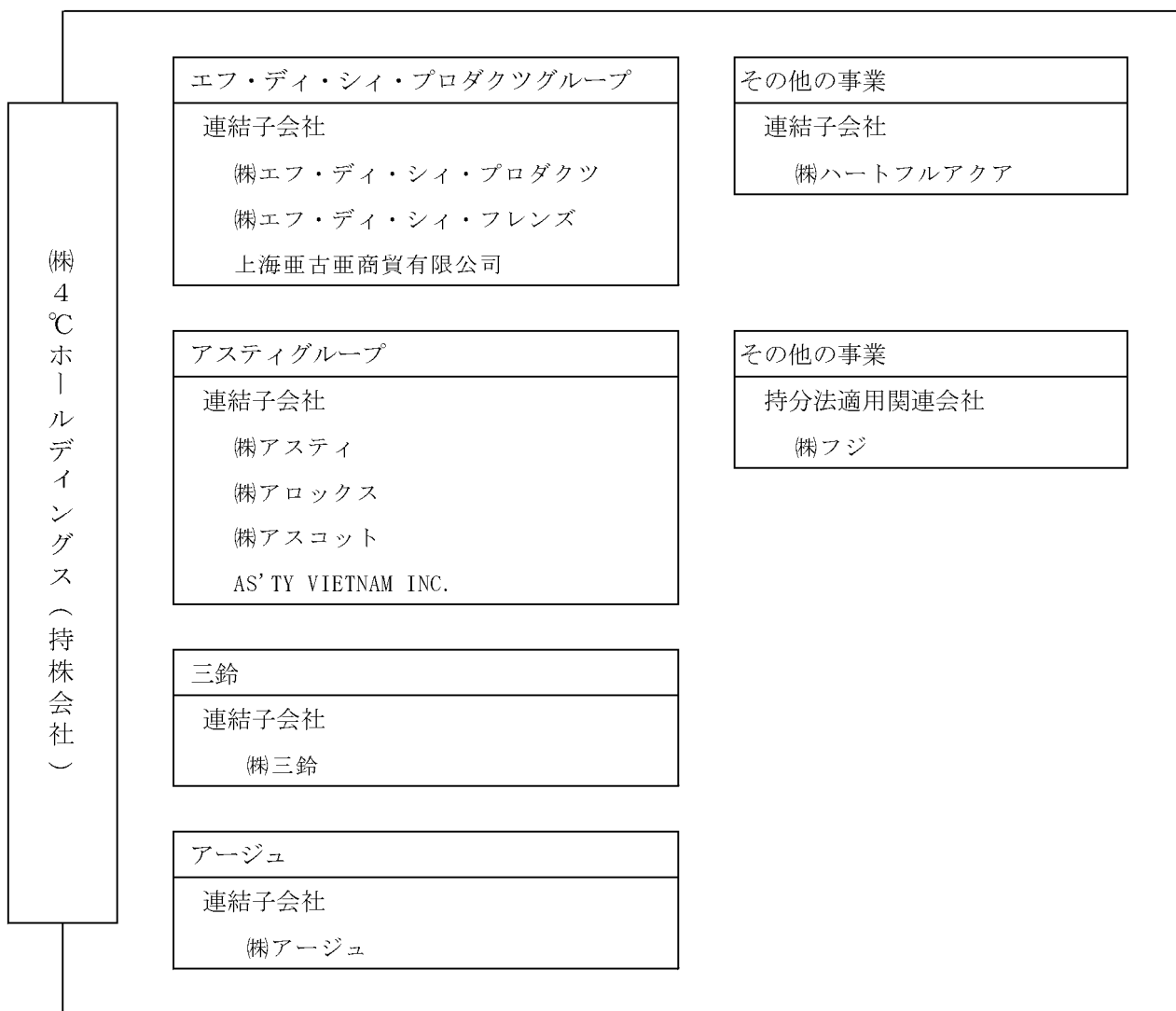
③ 三鈴

(株)三鈴において、婦人服、服飾雑貨のアパレルSPA事業を主として東日本で展開しております。

④ アージュ

(株)アージュにおいて、婦人服、服飾雑貨及び実用衣料を中心とするリテール事業を主として西日本で、そして、会員制小売業を広島市にて展開しております。

事業の系統図は、以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有及び 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エフ・ディ・シー・ プロダクツ (注) 3	東京都品川区	400,000	エフ・ディ・シー・ プロダクツ・グループ	100.0	当社の役員が8名兼務しております。 資金提供されております。
㈱アスティ (注) 3	広島市西区	100,000	アスティグループ	100.0	当社の役員が3名兼務しております。 資金提供されております。
㈱三鈴 (注) 3	東京都渋谷区	100,000	三鈴	100.0	当社の役員が3名兼務しております。 資金援助しております。
㈱アージュ (注) 3	広島市西区	100,000	アージュ	100.0	当社の役員が1名兼務しております。 資金援助しております。
㈱ハートフルアクア	東京都品川区	9,000	全社 (共通)	100.0 (30.0)	資金援助しております。
㈱アロックス	広島市西区	35,750	アスティグループ	100.0 (100.0)	当社の役員が1名兼務しております。 資金提供されております。
㈱アスコット	東京都渋谷区	50,000	アスティグループ	100.0 (100.0)	当社の役員が1名兼務しております。 資金援助しております。
㈱エフ・ディ・シー・ フレンズ	東京都品川区	50,000	エフ・ディ・シー・ プロダクツ・グループ	100.0 (100.0)	当社の役員が4名兼務しております。 資金提供されております。
上海亜古亜商貿有限公司	中国上海市長寧区	2,100,000 USドル	エフ・ディ・シー・ プロダクツ・グループ	100.0	当社の役員が3名兼務しております。 資金援助しております。
AS' TY VIETNAM INC.	ベトナム ハイフォン シティ	1,340,000 USドル	アスティグループ	100.0 (100.0)	当社の役員が1名兼務しております。
(持分法適用関連会社) ㈱フジ (注) 4	 愛媛県松山市	 15,921,446	 食料品・衣料品・ 日用雑貨等の販売	 23.1 (23.1) 被所有16.1 (0.8)	

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ、㈱アスティ、㈱三鈴及び㈱アージュについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位：千円)

	㈱エフ・ディ・シー・ プロダクツ	㈱アスティ	㈱三鈴	㈱アージュ
①売上高	28,410,018	9,509,388	5,365,296	8,342,861
②経常利益	4,687,734	650,335	53,189	92,919
③当期純利益	2,719,367	536,022	6,058	20,633
④純資産額	18,122,301	16,709,863	949,842	590,007
⑤総資産額	26,572,929	19,643,598	2,208,050	2,525,368

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)	
エフ・ディ・シー・プロダクツグループ	1,048	(171)
アスティグループ	575	(187)
三鈴	249	(212)
アージュ	100	(429)
全社 (共通)	24	(22)
合計	1,996	(1,021)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の連結会計年度平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成27年2月28日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
23 (3)	43.6	6.8	5,923

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 提出会社の従業員数は全てセグメントの「全社 (共通)」に含まれるため、合計人数のみ記載していません。
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の連結会計年度平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和49年に結成された労働組合があり、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)に加入しております。平成27年2月28日現在の組合員数は、1,127名であります。
なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、株価の堅調な推移や、円安による一部の企業における収益改善が見られたものの、物価の上昇に伴う実質賃金の低下や長引く個人消費の低迷等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

流通業界におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要があったものの、引き上げ後の節約志向の高まりにより消費の落ち込みが続き、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、第3次中期経営計画最終年度となる2014年度において、当社グループは信頼性の高い企業グループの構築に向けCSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでまいりました。

(株)エフ・ディ・シィ・プロダクツは、「4℃」ジュエリーのブランド価値向上に向けた施策を継続するとともに、「4℃BRIDAL」（ヨンドシーブライダル）、「canal 4℃」の計画的な出店拡大を進めてまいりました。

(株)アスティは、アパレルメーカー事業において、チャイナプラスアザーズによる生産背景の確立とODMビジネスの拡大に取り組ましました。

(株)三鈴は、基幹ブランドを中心に企画提案力の強化等により既存店の活性化を図るとともに、不採算店舗を圧縮し、黒字化に向けて取り組みました。

(株)アージュは、主力のデイリーファッション事業「パレット」において、関西地区へのドミナント出店によるマーケットの拡大に取り組むとともに、納期の短縮と経費の削減を目的に関西へ物流拠点を新設いたしました。

その結果、当期の連結業績は、営業収益507億26百万円（前期比3.5%増）、営業利益54億67百万円（前期比11.5%増）、経常利益62億16百万円（前期比10.2%増）、当期純利益36億42百万円（前期比14.4%増）となりました。

なお、営業利益、当期純利益は3期連続、経常利益は4期連続で過去最高益を更新いたしました。

（注）営業収益は、「売上高」と「その他の営業収入」の合計を記載しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（エフ・ディ・シィ・プロダクツグループ）

営業収益 285億37百万円 （前期比 8.6%増）

営業利益 49億80百万円 （前期比 13.9%増）

エフ・ディ・シィ・プロダクツグループにおきましては、主力の「4℃」ジュエリーにおける新素材エターナルシルバーの展開やアイテム拡充への取り組みが奏功し、また、「4℃BRIDAL」、「canal 4℃」による積極的な出店拡大等もあり、営業収益、営業利益ともに過去最高を更新いたしました。

（アスティグループ）

営業収益 87億87百万円 （前期比 3.5%減）

営業利益 4億22百万円 （前期比 24.3%減）

アスティグループにおきましては、アパレルメーカー事業における企画提案力の強化を継続するとともに、バングラデシュへの生産シフトによる利益率の改善に向け取り組みを開始いたしましたが、円安の影響等もあり、営業収益、営業利益ともに前期を下回りました。

（三鈴）

営業収益 53億44百万円 （前期比 9.1%減）

営業利益 14百万円 （前期比 ー）

(株)三鈴におきましては、不採算店舗の圧縮を進めるとともに、既存店活性化に向けた販促活動の強化や経費削減に取り組んだことにより、営業収益は前期を下回りましたが、営業利益では黒字となりました。

(アージュ)

営業収益 80億57百万円 (前期比 4.1%増)

営業利益 86百万円 (前期比 46.3%減)

(株)アージュにおきましては、主力のデイリーファッション事業「パレット」の出店拡大により営業収益は前期を上回りましたが、会員制小売「ラポール」や、事業撤退を行った「LOU」(ルウ)の苦戦等により、営業利益は前期を下回りました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ1億40百万円減少し、当連結会計年度末には39億52百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、資金の増加は43億29百万円(前連結会計年度比8億55百万円減)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益60億17百万円及び法人税等の支払額22億50百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、資金の減少は11億84百万円(前連結会計年度比12億4百万円増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出15億90百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、資金の減少は32億98百万円(前連結会計年度比24億74百万円減)となりました。これは主に、自己株式取得による支出20億83百万円及び配当金の支払額9億57百万円等によるものであります。

2【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
エフ・ディ・シー・プロダクツグループ	8,095,053	10.2
アスティグループ	7,007,796	0.7
三鈴	1,951,234	△20.2
アージュ	4,735,014	4.9
合計	21,789,099	2.5

(注) 1 上記金額は、仕入価格によっております。

2 上記金額には、消費税等を含めておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
エフ・ディ・シー・プロダクツグループ	28,537,113	8.6
アスティグループ	8,787,244	△3.5
三鈴	5,344,775	△9.1
アージュ	8,057,133	4.1
合計	50,726,266	3.5

(注) 上記金額には、消費税等を含めておりません。

3【対処すべき課題】

今後のわが国経済は、経済対策の効果を背景とした企業収益の改善等による景気の緩やかな回復が続くものと期待されますが、海外景気の下ぶれ懸念等もあり、先行き不透明な状況が続くと思われます。

流通業界におきましては、生活防衛からくる節約志向の継続等により個人消費の低迷が予測され、経営環境は厳しさを残しながら推移するものと思われます。

このような状況のなか、当社は第4次中期経営計画をスタートさせ、「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向けて「人材の育成」、「商品力の強化」、「マーケット動向の把握」に取り組んでまいります。そして、信頼性の高い企業グループの構築に向け、CSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでまいります。

また、グループ横断的な課題に対して効果を出すためのシナジー体制を推進し、グループ戦略推進プロジェクトを運営してまいります。そして、事業ビジョン、組織ビジョンを次のように定め、実現に向けて取り組んでまいります。

事業ビジョン

- ①エフ・ディ・シー・プロダクツグループにおけるチャネル戦略の推進とゾーン及びアイテム拡大によるジュエリーSPA事業の更なる成長
- ②アスティグループにおけるアパレルメーカー事業の拡大とホールセール事業の再構築
- ③㈱三鈴におけるブランド集約によるアパレルSPA事業の再構築
- ④㈱アーヂュにおける「パレット」の認知度向上によるデイリーファッション事業の拡大
- ⑤「4℃」ブランドの価値向上
- ⑥EC事業の成長
- ⑦海外小売事業戦略の推進

組織ビジョン

- ①グループシナジー体制の推進
- ②グループ人材育成の推進
- ③グループスタッフ機能の充実と強化
- ④グループ経営管理機能の強化
- ⑤ワーク・ライフ・バランスを意識した経営の推進

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、i. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、ii. 当社株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、iii. 当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、iv. 当社株主の皆様ごに対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、v. 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なもの、vi. 当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループ（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針実現のための具体的な取り組みの概要

① 当社及び当社グループは、ジュエリーを中心としたブランドSPA機能を有する(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ、アパレル・バッグ分野での企画・製造・販売を行う(株)アスティ、西日本を中心としてファッション分野でリテール事業を展開する(株)アージュの3社を統合再編し、持株会社体制へ移行し、総合ファッション企業として誕生いたしました。また、平成20年10月にはSPA型リテール事業を展開する(株)三鈴がグループに加わり、4事業会社を軸とすることで、経営体制の一層の強化を図りました。

当社及び当社グループは、人間尊重の基本理念のもと、変革を恐れず挑戦し続ける企業文化を大切にし、

- i. 私達は、お客様に信頼される企業を目指します。
- ii. 私達は、社員に夢を与える企業を目指します。
- iii. 私達は、社会に貢献できる企業を目指します。
- iv. 私達は、株主に期待される企業を目指します。

の4点を経営理念として掲げ、常にマーケットの変化に柔軟に対応することにより、お客様に新たな提案を行い、力強く、しなやかに、そして力を合わせて未来に向かって前進し、「グローバルファッション創造企業グループ」の実現を目指しております。

また、当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面では、(株)エフ・ディ・シー・プロダクツが展開する「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、ジュエリーとアパレルの工場生産から店頭小売までの機能を有するSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にもアパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

財務面では、収益性の高いジュエリー事業をはじめ、全事業で利益の安定成長を見込めるようになりました。また、持株会社化以降は自己資本比率が向上し、財務の健全性が保たれています。

組織面では、持株会社である(株)4℃ホールディングスの取締役が基本的に各事業会社の責任者を務めていることが、視野の広い意思決定を可能にしています。また、経営者間のコミュニケーション密度を高めてグループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

そして当社及び当社グループは、2012年度より第3次中期経営計画をスタートさせ、「予測される未来に手を打つ」「6年後のあるべき姿の想定」をキーワードに、取り組むべきコア事業の内容を「事業ビジョン」、それを実現させるための仕組みを「組織ビジョン」、数値目標は「数値ビジョン」として掲げ、成長軌道への転換を強力に推進しております。

特に中核事業であるブランドビジネスにおいては、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの毀損を起こさないように努めており、お客様の信頼を裏切らない経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、小売事業においてもストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力の向上に取り組んでおります。加えて、アパレルメーカー機能においても、海外生産背景を基盤に品質・コスト競争力を伴った企画提案力を特長としております。

② 当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続にしたがって定める一定の大規模買付者並びにその共同所有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」と総称します）によって経営方針の決定が支配されることに對し相当な措置を講じるため、平成25年5月23日開催の当社第63回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）について、本プランを継続導入することの承認を得ております。

本プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当します）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしています。また、本プランにおいては、独立委員会による勧告を経た上で、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことが定められております。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 原材料価格高騰リスクについて

当社グループの主力商品であるジュエリーの主原材料はプラチナ等であり、国際市場商品であるため、流通価格及び為替市場の変動による高騰を販売価格に完全に転嫁できない可能性があります。

(2) 衣料消費の動向や気象条件によるリスクについて

当社グループは、売上の大部分を国内の専門店や量販店の売上に依存しており、個人消費、衣料消費の動向に左右されることが考えられます。また、冷夏、暖冬等の気象条件が市場動向を大きく左右し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社グループにおける海外生産商品については、現地工場との直取引のウエイトが上がってきております。これの決済通貨はUSドルが主体となっており、円貨の対USドルレートの変動によっては経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ブランドの競合によるリスクについて

エフ・ディ・シィ・プロダクツグループの主力商品であるジュエリー、バッグ等のファッション商品は、海外ブランドも含め多くの競合ブランドが存在しています。オリジナリティのある、高品質な商品とサービスの提供に全力を傾注してまいりますが、予測しえない競合状況が発生し、ブランド競争力が低下した場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) カントリーリスクについて

当社グループでは、海外一貫管理体制の構築に向けて、ベトナムや中国等、海外生産背景の充実・強化に取り組んでおります。また、エフ・ディ・シィ・プロダクツグループにおきましても、中国に店舗を設けております。しかしながら、これらの海外拠点において、政治・経済情勢の悪化、政変、治安の悪化、テロ・戦争等の発生により生産活動や販売業務に問題が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害・事故によるリスクについて

当社グループの小売店舗及び不動産施設は日本国内に所在し、事業展開を行っております。大地震等予測し得ない自然災害が発生した場合、当社グループの店舗及びその他の不動産施設に物理的に損害が生じ、当社グループの仕入活動や流通・販売活動が阻害され、その結果、当社グループの事業に支障が生じる可能性があります。また、当社グループの供給業者若しくは仕入・流通ネットワークに影響する何らかの事故が発生した場合も同様に、当社グループの事業に支障が生じ、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報流出等のリスクについて

当社グループは、プライバシーポリシー、個人情報管理規程、個人情報取扱細則等を策定し、コンプライアンスの重要性を含めて全社員に教育を実施するとともに、システムセキュリティについてもレベルアップを行いました。しかしながら、以上のような対策を講じたにもかかわらず、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

① 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は173億3百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億14百万円の減少となりました。これは主に、現金及び預金が13億9百万円増加したものの、有価証券が28億50百万円減少したこと等によるものであります。

② 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は436億86百万円となり、前連結会計年度末に比べ28億26百万円の増加となりました。これは主に、投資有価証券が44億1百万円増加したものの、前払年金費用が20億77百万円減少したこと等によるものであります。

③ 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は103億87百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億27百万円の増加となりました。これは主に、未払金の増加6億14百万円等によるものであります。

④ 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は47億72百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億90百万円の増加となりました。これは主に、繰延税金負債の増加3億4百万円等によるものであります。

⑤ 純資産

当連結会計年度末における純資産は458億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ16億94百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加26億85百万円等によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額16億76百万円の設備投資を実施しております。

セグメント別には、エフ・ディ・シー・プロダクツグループ12億9百万円、アスティグループ4億15百万円、三鈴26百万円、アージュ24百万円であります。

その主なものは、(株)エフ・ディ・シー・プロダクツにおける店舗の出店、改装によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

特記すべき事項はありません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)エフ・ディ・ シー・プロダクツ	本社 (東京都品川区)	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	事務所	535,607	1,803,739 (1,059.10)	27,356	2,366,703	160
(株)エフ・ディ・ シー・プロダクツ	旧本社(賃貸) (東京都渋谷区)	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	店舗・事務所	<116,044>	<347,024> (440.19)	—	<463,069>	—
(株)エフ・ディ・ シー・プロダクツ	4℃プライダル神戸店 (神戸市中央区)	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	店舗	99,284	— (—)	10,378	109,663	5
(株)エフ・ディ・ シー・プロダクツ	4℃プライダル池袋店 (東京都豊島区)	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	店舗	81,631	— (—)	20,736	102,367	8
(株)アスティ	本社 (広島市西区)	アスティグループ	店舗・事務所 倉庫・駐車場	83,806	719,844 (11,929.38)	422,612	1,226,264	49
(株)アスティ	アスティ広島京橋ビル (広島市南区)	アスティグループ	店舗・事務所 倉庫・駐車場	1,197,832 <404,505>	728,217 (1,315.52)	13,061 <3,761>	1,939,111 <408,267>	—
(株)アスティ	フジ広島店 (広島市中区)	アスティグループ	店舗・事務所 倉庫・駐車場	<1,396>	<772,120> (15,290.01)	<—>	<773,517>	—
(株)アスティ	フジ新居浜店 (愛媛県新居浜市)	アスティグループ	店舗・事務所 倉庫・駐車場	<534,520>	<150,158> (14,024.68)	<—>	<684,679>	—

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 上記中<内書>は連結子会社以外への賃貸設備であります。

3 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都品川区)	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	販売管理システム	6,817	207,558

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	その他	合計	
AS' TY VIETNAM INC.	ベトナム ハイフォンシティ	アスティグループ	バッグ等の製造工場	71,393	19,634	91,027	414

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品等であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数 (株) (平成27年2月28日)	提出日現在 発行数 (株) (平成27年5月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,331,356	29,331,356	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株であります。
計	29,331,356	29,331,356	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年6月16日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数	80 (注) 1	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,000 (注) 1	6,000
新株予約権の行使時の払込金額	905 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月16日～ 平成27年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 905 資本組入額 453	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成24年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数	30 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	986 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月14日～ 平成29年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 986 資本組入額 493	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数	24 (注) 1	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,400 (注) 1	2,000
新株予約権の行使時の払込金額	986 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月14日～ 平成29年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 986 資本組入額 493	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年6月12日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数	1,184 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	118,400 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1,641 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月13日～ 平成30年7月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,641 資本組入額 821	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他取締役会が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年7月24日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数	367 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	36,700 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,366 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～ 平成31年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,366 資本組入額 1,183	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数	248 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	24,800 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,366 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～ 平成31年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,366 資本組入額 1,183	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年5月10日 (注) 1	△300,000	30,331,356	—	2,486,520	—	14,838,777
平成23年4月19日 (注) 2	△1,000,000	29,331,356	—	2,486,520	—	14,838,777

(注) 1 平成22年5月10日付の自己株式の消却による減少であります。

2 平成23年4月19日付の自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	37	22	236	100	5	7,999	8,399	—
所有株式数 (単元)	—	89,168	3,115	78,090	23,201	6	99,204	292,784	52,956
所有株式数 の割合 (%)	—	30.46	1.07	26.67	7.92	0.00	33.88	100.00	—

(注) 1 自己株式1,621,756株は、「個人その他」に16,217単元及び「単元未満株式の状況」に56株含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」に5単元、「単元未満株式の状況」に58株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(株)フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	4,224	14.40
(株)広島銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株))	広島市中区紙屋町一丁目3番8号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,374	4.69
第一生命保険(株)(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,254	4.28
4℃ホールディングスグループ共栄会	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	879	3.00
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	781	2.66
(株)伊予銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株))	愛媛県松山市南堀端町1番地(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	739	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	608	2.07
(株)もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	477	1.63
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	458	1.56
尾山 嗣雄	広島市佐伯区	456	1.55
計	—	11,252	38.36

(注) 1 4℃ホールディングスグループ共栄会は、当社の子会社と密接な取引関係にある取引先によって結成されている任意の団体であります。

2 上記のほか当社所有の自己株式1,621千株(5.53%)があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,621,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,656,700	276,567	—
単元未満株式	普通株式 52,956	—	—
発行済株式総数	29,331,356	—	—
総株主の議決権	—	276,567	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式58株及び当社所有の自己株式56株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱ヨンドシー ホールディングス	東京都品川区上大崎 二丁目19番10号	1,621,700	—	1,621,700	5.53
計	—	1,621,700	—	1,621,700	5.53

(注) 上記のほか、連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が104,800株あります。これは、従業員株式所有制度の導入により、平成22年5月11日付で野村信託銀行㈱(従持信託)へ譲渡した自己株式513,700株のうち、平成27年2月28日現在、従持信託が所有している当社株式であります。この処理は会計処理上、当社と従持信託が一体のものであると認識し、従持信託が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成22年6月16日取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社子会社取締役 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計149,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成24年 6 月13日取締役会決議)

決議年月日	平成24年 6 月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社子会社取締役 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計58,600株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成26年 7 月14日～平成29年 7 月13日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成25年6月12日取締役会決議)

決議年月日	平成25年6月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名 当社子会社従業員 343名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計120,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成27年7月13日～平成30年7月12日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他取締役会が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成26年 7 月24日取締役会決議)

決議年月日	平成26年 7 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社子会社取締役 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計61,500株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成28年 8 月22日～平成31年 8 月21日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）は4℃ホールディングスグループ従業員持株会（以下「本持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、野村信託銀行㈱（従持信託）が、従業員持株会専用信託契約（以下「本信託」という。）の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を㈱広島銀行東京支店、借入人を野村信託銀行㈱（従持信託）、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、野村信託銀行㈱（従持信託）と当社の間で締結いたしました株式譲渡契約に基づいて行われております。野村信託銀行㈱（従持信託）が取得した当社株式は、本持株会と締結される株式注文に関する覚書に基づき、信託期間（5年）において、毎月、当社株式を本持株会に対してその時々々の時価で売り付けることになっています。野村信託銀行㈱（従持信託）は、当該売り付けられる当社株式の売却代金として、本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を㈱広島銀行東京支店からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の金銭が存在する場合は、当該金銭を、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行㈱と当社が事務委託契約を締結しており当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行いません。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行㈱に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、本持株会理事が就任します。

② 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

513千株

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日において生存し、かつ、本持株会に加入している者とします。（但し、本信託契約の締結日である平成22年4月19日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍又は役員への昇格によって本持株会を退会した者を含みます。）なお、受益者確定手続開始日において、当社グループの役員または従業員として在籍していない者については、所定書類を、信託管理人を通じて受託者たる野村信託銀行㈱に送付することによって受益の意思表示を行った者を受益者とします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成26年7月24日) での決議状況 (取得期間 平成26年7月25日～平成26年9月30日)	1,100,100	2,200,200,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,040,100	2,080,200,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	60,000	120,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	5.5	5.5
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	5.5	5.5

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	1,874	3,627,302
当期間における取得自己株式	724	1,655,768

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年5月8日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 1	64,837	56,599,781	2,403	3,817,362
保有自己株式数	1,621,756	—	1,620,077	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数64,800株、処分価額の総額56,541,013円) 及び単元未満株式の売渡請求による売渡 (株式数37株、処分価額の総額58,768円) であります。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成27年5月8日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数を含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、安定的・継続的な配当を基本としつつ、機動的に自社株買いを実施すること等により利益還元の水準向上を目指しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

この方針に基づき、当期末の配当につきましては、1株当たり16円とさせていただきました。当中間期末の配当（1株当たり16円）と合わせまして、通期では32円とさせていただきました。次期の配当につきましては、中間、期末ともに20円の年間40円を予定しております。

その他に、株主優待制度を設けており、期末現在株主様を対象に、当社グループの「株主ご優待券」、「当社グループ商品」、そしてCSR型の優待として「日本水フォーラムへの寄付」の3つの中からいずれか1つをお選びいただくものとなっております。

また、今後の事業展開に備えてグループ収益力の向上と経営基盤の強化に努め、将来にわたり株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。内部留保につきましては、一段と激化する企業間競争に耐えうる経営体質の強化と、新規市場の開拓、新ブランドの開発、M&A等の事業展開に備えてまいります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)
平成26年10月6日取締役会	457,886	16.0
平成27年5月21日定時株主総会	441,676	16.0

※ 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式ではありますが、連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年10月6日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,088千円、平成27年5月21日定時株主総会決議の配当金の総額には1,676千円を含めずに表示しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
最高(円)	1,012	825	1,078	2,059	2,460
最低(円)	649	540	770	1,007	1,520

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
最高(円)	2,220	2,239	2,066	2,055	1,919	2,085
最低(円)	1,986	1,820	1,886	1,800	1,701	1,785

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		木村 祭 氏	昭和26年9月11日	昭和49年4月 平成4年3月 平成4年5月 平成6年3月 平成8年3月 平成12年3月 平成13年5月 平成16年3月 平成18年9月 平成19年3月 平成20年10月 平成25年3月	当社入社 当社T-WORD事業部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 ㈱アージュ代表取締役社長 当社代表取締役副社長 ㈱アスティ代表取締役副社長 当社代表取締役社長 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長(現) ㈱アスティ代表取締役社長 ㈱三鈴代表取締役会長 当社代表取締役会長(現) ㈱アスティ代表取締役会長(現)	(注) 2	50
代表取締役 社長		鈴木 秀 典	昭和30年6月16日	昭和54年4月 平成21年3月 平成21年5月 平成23年3月 平成25年3月	当社入社 当社営業部長 当社取締役 当社常務取締役 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 専務取締役 当社代表取締役社長(現) ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役社長(現) ㈱三鈴代表取締役会長(現)	(注) 2	33
常務取締役 執行役員	㈱アスティ 担当	宮 本 聡	昭和31年9月2日	昭和54年4月 平成16年3月 平成17年5月 平成23年3月 平成25年3月 平成26年3月 平成27年3月	当社入社 当社アパレル一部長 当社取締役 当社常務取締役 ㈱アスティ常務取締役 ㈱アスティ代表取締役社長(現) ㈱三鈴取締役(現) 当社常務取締役執行役員(現)	(注) 2	16
常務取締役 執行役員	㈱エフ・ ディ・シー・ プロダクツ 担当	瀧 口 昭 弘	昭和41年5月26日	平成元年4月 平成18年3月 平成23年3月 平成23年5月 平成25年3月 平成27年3月	㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 入社 同社ジュエリー事業部長 同社常務取締役 当社取締役 当社常務取締役 当社常務取締役執行役員(現) ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 専務取締役執行役員(現)	(注) 2	28
常務取締役 執行役員	業務担当	岩 森 真 彦	昭和32年12月4日	昭和60年7月 平成21年3月 平成21年5月 平成23年3月 平成27年3月	当社入社 当社経営企画部長(現) 当社取締役 当社常務取締役 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役 当社常務取締役執行役員(現) ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役執行役員(現)	(注) 2	11
取締役 執行役員	営業部長	久留米 俊文	昭和37年9月8日	昭和61年4月 平成21年3月 平成23年3月 平成25年5月 平成26年3月 平成27年3月	当社入社 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 商品第一部長 同社取締役 当社取締役 当社営業部長(現) 当社取締役執行役員(現) ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役執行役員(現)	(注) 2	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	財務担当	西村政彦	昭和37年5月11日	昭和60年4月 平成17年3月 平成20年5月 平成20年10月 平成21年3月 平成25年3月 平成27年3月	当社入社 当社財務部長(現) 当社取締役 ㈱三鈴監査役(現) ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役 当社業務部長 当社取締役執行役員(現) ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役執行役員(現)	(注)2	17
取締役 相談役 (非常勤)		細田信行	昭和23年7月29日	昭和46年3月 平成元年3月 平成2年5月 平成4年3月 平成6年5月 平成7年3月 平成8年3月 平成13年3月 平成18年9月 平成19年3月 平成25年3月 平成25年6月	当社入社 当社財務部長 当社取締役 当社常務取締役 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長 当社専務取締役 当社代表取締役専務 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長兼社長 当社代表取締役社長 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役会長 ㈱アスティ代表取締役社長 当社代表取締役会長 ㈱アスティ代表取締役会長 当社取締役相談役(非常勤)(現) ㈱アスティ取締役相談役(非常勤)(現) 東洋証券㈱社外監査役(現)	(注)2	50
取締役 (監査等委員) (常勤)		田坂英二	昭和28年5月31日	昭和51年4月 平成7年3月 平成22年3月 平成22年5月 平成27年5月	当社入社 当社財務部長 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役(現) 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	38
取締役 (監査等委員)		上村信彦	昭和20年3月26日	平成3年7月 平成5年7月 平成8年7月 平成13年7月 平成14年7月 平成15年7月 平成22年5月 平成27年5月	名古屋西税務署副署長 税務大学校教授 東京国税局 調査部統括官 東京国税局 総務部次長 東京国税局 調査部次長 麹町税務署長 当社監査役 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	2
取締役 (監査等委員)		藤森友明	昭和22年12月23日	平成元年4月 平成4年4月 平成10年4月 平成14年4月 平成23年4月 平成23年5月 平成27年5月	高山短期大学商経学科助教授 高山短期大学商経学科教授 千葉経済大学経済学部教授(現) 山梨学院大学経営情報学部非常勤講師 高崎経済大学経済学部非常勤講師(現) 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	—
取締役 (監査等委員)		神垣清水	昭和20年7月1日	昭和48年4月 平成12年10月 平成15年9月 平成16年12月 平成17年8月 平成19年7月 平成24年7月 平成25年6月 平成26年6月 平成27年4月 平成27年5月	東京地方検察庁検事 那覇地方検察庁検事正 最高検察庁総務部長 千葉地方検察庁検事正 横浜地方検察庁検事正 公正取引委員会委員 日比谷総合法律事務所 弁護士(現) 三菱食品㈱社外監査役(現) アルフレッサホールディングス㈱ 社外監査役(現) 公益財団法人ベルマーク 教育助成財団理事(現) 摂南大学法学部客員教授(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	—
計							258

- (注) 1 平成27年5月21日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
- 2 取締役の任期は、平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役に選任された上村信彦、藤森友明及び神垣清水の各氏は、会社法施行規則（会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第6号））第2条第3項第5号規定の社外役員に該当する社外取締役（改正会社法第2条第15号）であります。
- 5 当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

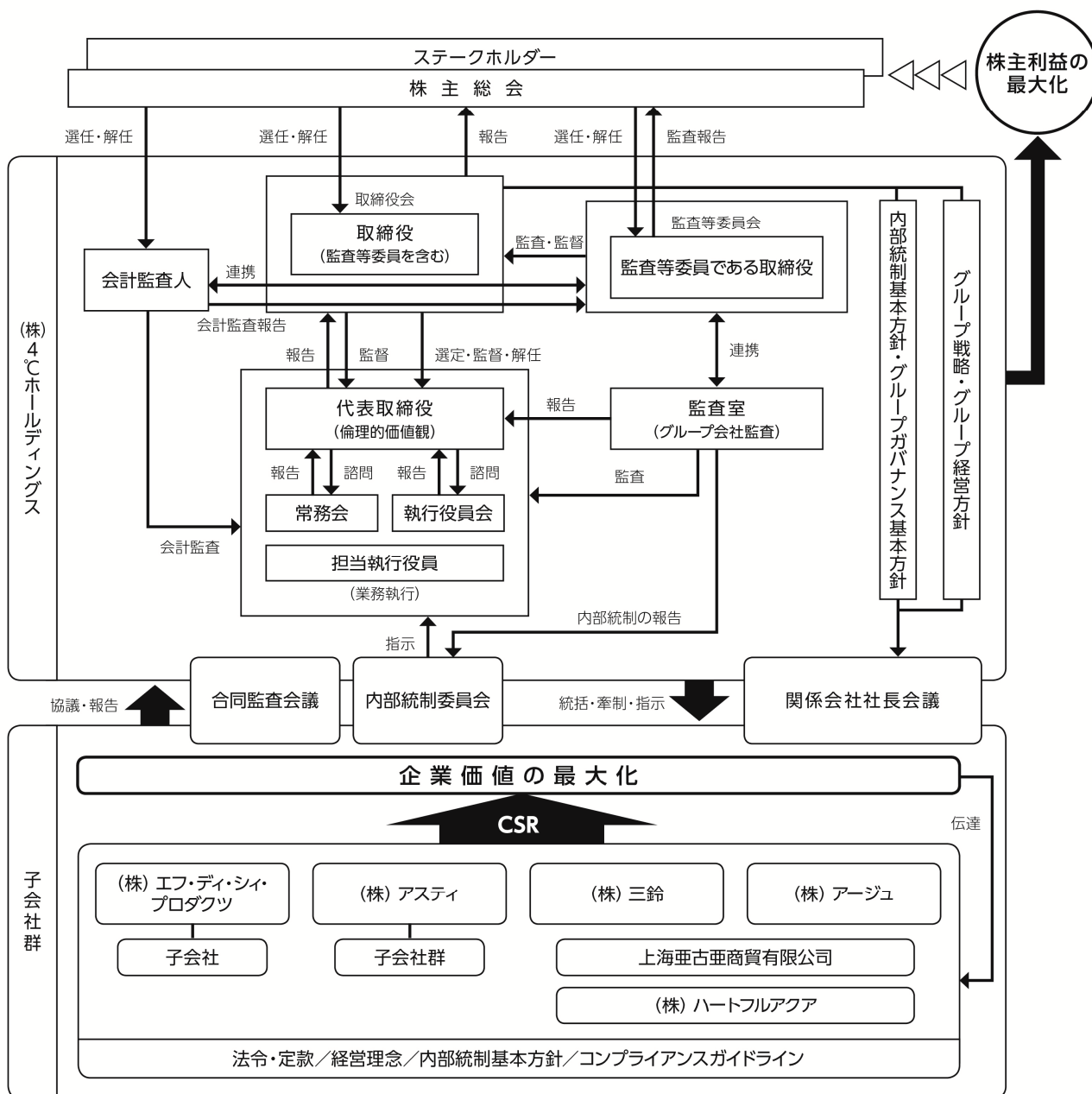
※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ会社の事業を統轄する持株会社として、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正で効率的なグループ経営体制を整備・充実いたします。

さらにその継続的改善を図ることにより、健全で透明性の高い企業グループとして社会の信頼と責任に応えてまいります。

① 企業統治の体制

当社における企業統治の体制は以下のとおりであります。



イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は12名、うち、監査等委員である取締役4名（有価証券報告書提出日現在）で構成されております。毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行を監督する体制となっております。

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（有価証券報告書提出日現在）で構成されており、うち3名は社外取締役であります。監査等委員である取締役は取締役会のほか社内での重要な会議に出席するとともに、内部統制システムを通じ適法性および妥当性の観点から監査を行っており、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

また、毎月定例に常務会及び部長以上による執行役員会を開催し、ボトムアップによる課題解決と社内意思統一の迅速化を図り、社内コミュニケーションの維持・向上と会社方針等の徹底を図っております。

さらに、グループ経営方針及びグループガバナンス基本方針に基づき、各社の企業価値の最大化を図るとともに、グループガバナンスの徹底を図る体制をとっております。具体的には、関係会社社長会議を定期的で開催し、グループ経営方針の徹底と経営における透明性、健全性及びコンプライアンスの徹底を図っております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、コンプライアンス等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、グループ全体の内部統制システムの構築、維持・向上に向けた施策を実施するとともに、常勤の監査等委員である取締役も出席して内部統制システムの整備と運用状況を含め、取締役の職務執行の監視を行い、適宜意見を述べております。具体的には、グループガバナンス基本方針に基づき、グループ会社のコンプライアンスガイドラインの制定やグループ会社従業員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する教育・研修を指導・支援し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

また、コンプライアンスガイドラインに基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制において、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化しております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、グループ会社のリスクマネジメント等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、同委員会運営規程に基づき、その対策実施状況の把握、有効性の評価等を実施しております。また、同委員会には、常勤の監査等委員である取締役も出席して内部統制システムの構築と運用状況の監視を行い、適宜意見を述べるものといたします。具体的には、リスク管理基本方針に基づき、グループ会社のリスクの洗い出し、算定、評価、選定を行い、必要な施策を講じるとともに、重要なリスクについては適時開示しております。

ニ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査等委員会による監査

取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程に定められた監査等委員会への報告事項のほか、取締役会に付議・報告する案件のうち、特に重要な事項は、事前に監査等委員会へ報告・説明し、意見交換を行っております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、常務会、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の事業の遂行状況及びコンプライアンス状況等の報告を受けて、内部統制の実施状況を監視するほか、必要に応じて当該部門から報告を受け、併せて重要な文書も閲覧しております。

当社は、監査等委員会を補助すべき体制として監査室を設置し、その構成員について監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させております。

また監査等委員会は、業容の変化・拡大に対応して、補助すべき使用人の増員が必要な場合は、取締役と協議し、必要な人員の確保を図っております。

そして、前項の使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得ております。

内部監査につきましては、専従組織として監査室（2名内2名兼任）を設置し、必要に応じて監査等委員会、会計監査人と連携を取りつつ、規程運用や業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき、意見を交換し、相互理解を深めて改善に努めております。

また、監査等委員会は、内部監査部門、財務部門及び必要に応じて会計監査人、顧問弁護士との緊密な連携を保つとともに、相互に牽制機能が働く良好な関係を維持しております。

そのほか、監査等委員会は、当社を中心としたグループ会社の合同監査会議を定期的で開催するなど、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものといたします。

③ 社外取締役

イ 当社における社外取締役の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、専門的な知識や経験、能力等を当社取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実に活かしていただくことを目的に社外取締役を3名選任しており、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当該社外取締役と当社との利害関係はありません。

取締役会に毎回出席し、公正にして中立な立場から経営の監督とチェック機能の役割を果たすとともに、取締役会の議案について議決権を行使いたします。

ロ 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

また、社外取締役の3名は、経営の監視機能を果たすにあたり幅広い経験と知識を有していると考えております。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	85,704	51,150	5,724	12,850	15,980	8
監査役 (社外監査役を除く)	7,190	5,400	—	800	990	1
社外監査役	3,340	2,160	—	850	330	2

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成20年5月22日開催の第58回定時株主総会において、取締役は年額216,000千円、監査役は年額24,000千円を限度とすることが定められておりましたが、平成27年5月21日開催の第65回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額216,000千円、監査等委員である取締役は年額24,000千円を限度とすることが定められております。

ホ 賞与は、当事業年度に役員賞与引当金繰入額として費用処理した金額であります。

ニ 退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

⑤ 株式の保有状況

I 当社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

2銘柄 6,518千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
第一生命保険(株)	3,400	5,045	取引関係の強化・維持
(株)ユナイテッドアローズ	100	336	取引関係の強化・維持

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
第一生命保険(株)	3,400	6,148	取引関係の強化・維持
(株)ユナイテッドアローズ	100	369	取引関係の強化・維持

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

II 当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社アスティについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

39銘柄 7,571,755千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フジ	7,102,616	2,220,019	取引関係の強化・維持
(株)伊予銀行	497,101	457,830	取引関係の強化・維持
西川ゴム工業(株)	188,145	360,485	取引関係の強化・維持
コカ・コーラウエスト(株)	145,733	274,706	取引関係の強化・維持
広島ガス(株)	798,000	233,016	取引関係の強化・維持
(株)広島銀行	557,975	215,936	取引関係の強化・維持
アルフレッサホールディングス(株)	29,140	173,965	取引関係の強化・維持
(株)ジェイ・エム・エス	561,000	165,495	取引関係の強化・維持
(株)丸久	152,359	156,167	取引関係の強化・維持
長野計器(株)	225,471	147,458	取引関係の強化・維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	30,838	140,004	取引関係の強化・維持
(株)山口フィナンシャルグループ	103,688	91,971	取引関係の強化・維持
(株)ウッドワン	258,000	83,850	取引関係の強化・維持
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	34,800	83,798	取引関係の強化・維持
(株)ユーシン	94,000	62,322	取引関係の強化・維持
福山通運(株)	94,793	56,212	取引関係の強化・維持
(株)オンワードホールディングス	66,938.403	47,459	取引関係の強化・維持
(株)中電工	26,172	42,712	取引関係の強化・維持
(株)インフォメーションクリエイティブ	50,000	35,750	取引関係の強化・維持
(株)ソルコム	115,095	29,694	取引関係の強化・維持
(株)愛媛銀行	121,205	25,816	取引関係の強化・維持
第一生命保険(株)	16,900	25,079	取引関係の強化・維持
東洋証券(株)	62,541	22,139	取引関係の強化・維持
東京海上ホールディングス(株)	7,275	21,912	取引関係の強化・維持
(株)エディオン	34,340	19,402	取引関係の強化・維持
(株)コンセック	148,060	19,395	取引関係の強化・維持
(株)天満屋ストア	20,062.296	19,119	取引関係の強化・維持
(株)日阪製作所	18,000	16,578	取引関係の強化・維持
イズミヤ(株)	32,966.121	15,461	取引関係の強化・維持
(株)りそなホールディングス	28,196	14,943	取引関係の強化・維持

(注) 上記のうち上位20銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フジ	874,700	1,598,951	議決権行使権限 (退職給付信託)

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フジ	7,977,316	3,748,995	取引関係の強化・維持
(株)伊予銀行	497,101	740,680	取引関係の強化・維持
(株)広島銀行	557,975	366,589	取引関係の強化・維持
西川ゴム工業(株)	188,145	336,967	取引関係の強化・維持
広島ガス(株)	798,000	296,856	取引関係の強化・維持
コカ・コーラウエスト(株)	145,733	262,610	取引関係の強化・維持
アルフレッサホールディングス(株)	116,560	194,188	取引関係の強化・維持
(株)丸久	152,359	170,794	取引関係の強化・維持
(株)ジェイ・エム・エス	561,000	164,934	取引関係の強化・維持
長野計器(株)	225,471	160,535	取引関係の強化・維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	30,838	146,773	取引関係の強化・維持
(株)山口フィナンシャルグループ	103,688	145,889	取引関係の強化・維持
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	34,800	114,944	取引関係の強化・維持
(株)ウッドワン	258,000	70,434	取引関係の強化・維持
(株)ユーシン	94,000	69,466	取引関係の強化・維持
福山通運(株)	94,793	61,046	取引関係の強化・維持
(株)オンワードホールディングス	77,264,113	60,961	取引関係の強化・維持
(株)中電工	26,172	53,704	取引関係の強化・維持
(株)インフォメーションクリエイティブ	50,000	40,700	取引関係の強化・維持
(株)コンセック	148,060	37,015	取引関係の強化・維持
(株)エディオン	34,340	33,653	取引関係の強化・維持
(株)ソルコム	115,095	32,111	取引関係の強化・維持
東京海上ホールディングス(株)	7,275	31,649	取引関係の強化・維持
(株)愛媛銀行	121,205	31,270	取引関係の強化・維持
第一生命保険(株)	16,900	30,563	取引関係の強化・維持
イズミヤ(株)	10,563,337	24,211	取引関係の強化・維持
東洋証券(株)	62,541	23,640	取引関係の強化・維持
(株)天満屋ストア	20,721,579	19,892	取引関係の強化・維持
(株)りそなホールディングス	28,196	18,936	取引関係の強化・維持
(株)日阪製作所	18,000	17,892	取引関係の強化・維持

(注) 上記のうち上位25銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

会計監査業務は有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。

監査業務を執行しております公認会計士、補助者の状況は以下のとおりであります。

業務執行社員 公認会計士 中塚 亨

業務執行社員 公認会計士 上田雅也

監査業務に係る補助者

公認会計士 5名 会計士補等 5名 その他 6名

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内である旨を定款で定めております。（当事業年度末現在）

なお、平成27年5月21日開催の定時株主総会において、取締役の員数を14名以内とし、うち監査等委員である取締役は4名以内とする定款変更決議を行っております。

⑧ 当社の定款規定について

イ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

ロ 自己の株式の取得

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ハ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

ニ 取締役の責任免除

当社は、平成27年5月21日開催の定時株主総会において、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の定款変更決議を行っております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	38,000	—	38,000	—
連結子会社	—	—	—	—
合計	38,000	—	38,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案し監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等に関し適正に開示できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	643,415	1,952,933
受取手形及び売掛金	※5 2,952,219	※5 3,451,619
有価証券	4,850,000	2,000,000
商品及び製品	6,819,273	7,383,018
仕掛品	728,965	871,733
原材料及び貯蔵品	678,745	723,203
繰延税金資産	618,437	482,082
前渡金	6,025	2,465
未収入金	73,666	142,460
その他	251,918	301,863
貸倒引当金	△4,233	△7,625
流動資産合計	17,618,434	17,303,755
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,485,560	5,546,145
土地	※4 5,549,208	※4 5,528,465
リース資産（純額）	187,635	285,754
建設仮勘定	34,600	389,900
その他（純額）	537,300	752,733
有形固定資産合計	※2 11,794,305	※2 12,502,999
無形固定資産		
のれん	6,206,310	5,709,806
リース資産	582,497	459,992
商標権	763	1,453
その他	77,554	103,920
無形固定資産合計	6,867,126	6,275,172
投資その他の資産		
投資有価証券	※1,※3 15,623,836	※1,※3 20,025,792
差入保証金	344,312	346,405
長期貸付金	22,576	22,268
繰延税金資産	406,543	374,736
投資不動産（純額）	750,917	745,032
前払年金費用	2,077,497	—
退職給付に係る資産	—	614,916
敷金	2,523,068	2,356,233
破産更生債権等	550,568	87,858
その他	480,131	451,856
貸倒引当金	△580,756	△116,688
投資その他の資産合計	22,198,696	24,908,410
固定資産合計	40,860,128	43,686,583
資産合計	58,478,562	60,990,338

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1, ※5 4,515,638	※1, ※5 4,170,142
短期借入金	—	48,310
リース債務	241,069	278,268
未払法人税等	1,366,588	1,399,367
賞与引当金	425,726	355,684
役員賞与引当金	44,250	41,946
その他	3,267,051	4,093,625
流動負債合計	9,860,324	10,387,344
固定負債		
長期借入金	150,930	—
リース債務	596,616	530,330
長期預り保証金	295,476	319,085
繰延税金負債	1,520,356	1,824,453
退職給付引当金	537,167	—
退職給付に係る負債	—	614,881
役員退職慰労引当金	339,728	385,296
資産除去債務	942,180	1,002,570
その他	99,493	95,727
固定負債合計	4,481,950	4,772,345
負債合計	14,342,274	15,159,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金	18,322,104	18,226,705
利益剰余金	24,364,402	27,049,761
自己株式	△1,504,089	△3,284,842
株主資本合計	43,668,937	44,478,145
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	648,981	1,481,751
繰延ヘッジ損益	△10,415	13,339
土地再評価差額金	※4 △233,476	※4 △233,476
為替換算調整勘定	42,838	85,054
退職給付に係る調整累計額	—	△37,476
その他の包括利益累計額合計	447,928	1,309,192
新株予約権	19,421	43,311
純資産合計	44,136,288	45,830,648
負債純資産合計	58,478,562	60,990,338

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	48,140,315	49,868,310
売上原価	※1 21,261,457	※1 21,789,099
売上総利益	26,878,858	28,079,211
その他の営業収入	862,868	857,955
営業総利益	27,741,727	28,937,167
販売費及び一般管理費	※2 22,835,642	※2 23,469,265
営業利益	4,906,084	5,467,901
営業外収益		
受取利息	9,272	14,116
受取配当金	72,143	74,975
持分法による投資利益	497,201	493,479
投資不動産賃貸料	99,237	101,940
為替差益	23,178	31,483
その他	51,596	81,805
営業外収益合計	752,630	797,801
営業外費用		
支払利息	2,826	1,714
保険解約損	1,925	—
投資不動産減価償却費	6,101	5,968
投資不動産管理費用	2,063	2,046
自己株式取得費用	—	35,364
その他	2,940	3,951
営業外費用合計	15,857	49,046
経常利益	5,642,858	6,216,656
特別利益		
固定資産売却益	※3 12,163	※3 47,797
投資不動産売却益	21,974	—
ゴルフ会員権売却益	1,428	—
関係会社株式清算益	—	104,118
その他	—	750
特別利益合計	35,566	152,665
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 8,140
減損損失	※5 239,675	※5 291,939
店舗閉鎖損失	3,513	43,111
その他	—	8,880
特別損失合計	243,188	352,072
税金等調整前当期純利益	5,435,236	6,017,250
法人税、住民税及び事業税	1,957,454	2,262,588
法人税等調整額	293,808	112,133
法人税等合計	2,251,262	2,374,721
少数株主損益調整前当期純利益	3,183,973	3,642,528
少数株主損失(△)	△0	—
当期純利益	3,183,974	3,642,528

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,183,973	3,642,528
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	256,297	625,870
繰延ヘッジ損益	△25,323	23,599
為替換算調整勘定	68,077	42,216
持分法適用会社に対する持分相当額	39,052	207,054
その他の包括利益合計	※1 338,103	※1 898,740
包括利益	3,522,077	4,541,268
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,522,077	4,541,268
少数株主に係る包括利益	△0	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			株主資本合計
				自己株式	自己株式 (従持信託所有分)	自己株式 合計	
当期首残高	2,486,520	18,300,303	21,891,593	△1,463,511	△207,422	△1,670,933	41,007,484
当期変動額							
剰余金の配当			△682,132				△682,132
当期純利益			3,183,974				3,183,974
連結子会社の変動に伴う利益剰余金の増加			2,002				2,002
自己株式の取得				△554		△554	△554
自己株式の処分		21,800		108,148		108,148	129,949
土地再評価差額金の取崩			△31,036				△31,036
自己株式の従持信託からの売却					59,250	59,250	59,250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	21,800	2,472,808	107,594	59,250	166,844	2,661,453
当期末残高	2,486,520	18,322,104	24,364,402	△1,355,917	△148,172	△1,504,089	43,668,937

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	少数株 主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額 金	繰延 ヘッジ損 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合 計			
当期首残高	352,470	16,070	△264,512	△25,239	—	78,789	19,195	1,171	41,106,639
当期変動額									
剰余金の配当									△682,132
当期純利益									3,183,974
連結子会社の変動に伴う利益剰余金の増加									2,002
自己株式の取得									△554
自己株式の処分									129,949
土地再評価差額金の取崩			31,036			31,036			—
自己株式の従持信託からの売却									59,250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	296,511	△26,485	—	68,077	—	338,103	226	△1,171	337,158
当期変動額合計	296,511	△26,485	31,036	68,077	—	369,139	226	△1,171	3,029,648
当期末残高	648,981	△10,415	△233,476	42,838	—	447,928	19,421	—	44,136,288

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式				
				自己株式	自己株式 (従持信託所 有分)	自己株式 合計		
当期首残高	2,486,520	18,322,104	24,364,402	△1,355,917	△148,172	△1,504,089	43,668,937	
当期変動額								
剰余金の配当			△957,168				△957,168	
当期純利益			3,642,528				3,642,528	
自己株式の取得				△2,083,827		△2,083,827	△2,083,827	
自己株式の処分		12,395		56,599		56,599	68,995	
持分法適用会社から の自己株式取得による 変動		△107,794					△107,794	
持分法適用会社が保有 する当社株式持分の変 動				197,652		197,652	197,652	
自己株式の 従持信託からの売却					48,822	48,822	48,822	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	△95,398	2,685,359	△1,829,574	48,822	△1,780,752	809,207	
当期末残高	2,486,520	18,226,705	27,049,761	△3,185,492	△99,350	△3,284,842	44,478,145	

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累 計額	その他の 包括利益累計 額合計		
当期首残高	648,981	△10,415	△233,476	42,838	—	447,928	19,421	44,136,288
当期変動額								
剰余金の配当								△957,168
当期純利益								3,642,528
自己株式の取得								△2,083,827
自己株式の処分								68,995
持分法適用会社から の自己株式取得による 変動								△107,794
持分法適用会社が保有 する当社株式持分の変 動								197,652
自己株式の 従持信託からの売却								48,822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	832,769	23,754	—	42,216	△37,476	861,263	23,889	885,153
当期変動額合計	832,769	23,754	—	42,216	△37,476	861,263	23,889	1,694,360
当期末残高	1,481,751	13,339	△233,476	85,054	△37,476	1,309,192	43,311	45,830,648

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,435,236	6,017,250
減価償却費	1,026,676	1,135,407
減損損失	239,675	291,939
のれん償却額	520,643	496,504
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	679	△460,675
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△127,350	△70,041
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△83,629	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	1,502,819
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△56,074	43,264
受取利息及び受取配当金	△81,416	△89,091
支払利息	2,826	1,714
持分法による投資損益 (△は益)	△497,201	△493,479
為替差損益 (△は益)	△4,355	△2,022
固定資産売却損益 (△は益)	△12,163	△39,657
投資不動産売却損益 (△は益)	△21,974	—
関係会社株式清算損益 (△は益)	—	△104,118
売上債権の増減額 (△は増加)	201,159	△497,679
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,457,010	△741,862
仕入債務の増減額 (△は減少)	705,260	△348,193
未払消費税等の増減額 (△は減少)	52,295	344,900
前受金の増減額 (△は減少)	500,753	△151,839
その他の資産の増減額 (△は増加)	150,267	△69,996
その他の負債の増減額 (△は減少)	△58,569	△387,319
小計	6,435,728	6,377,821
利息及び配当金の受取額	190,181	204,415
利息の支払額	△2,799	△1,714
法人税等の支払額	△1,437,902	△2,250,920
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,185,207	4,329,603

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,048,529	△1,590,069
有形固定資産の売却による収入	128,560	62,000
無形固定資産の取得による支出	△19,089	△53,944
有価証券の取得による支出	△1,400,000	△500,000
有価証券の償還による収入	—	1,900,000
投資有価証券の取得による支出	△17,077	△1,216,996
投資不動産の売却による収入	63,361	—
長期貸付けによる支出	△9,753	△7,774
長期貸付金の回収による収入	15,459	8,083
長期前払費用の取得による支出	△70,773	△46,044
関係会社株式の清算による収入	—	104,118
その他の支出	△388,201	△241,595
その他の収入	356,743	397,469
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,389,299	△1,184,752
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△92,230	△102,620
自己株式の取得による支出	△554	△2,083,827
自己株式の売却による収入	114,975	62,985
配当金の支払額	△687,001	△957,168
その他の支出	△159,113	△217,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	△823,924	△3,298,446
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,662	13,114
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,981,646	△140,482
現金及び現金同等物の期首残高	2,111,769	4,093,415
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,093,415	※1 3,952,933

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 10社
 - 主要な連結子会社の名称 (株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ、(株)アスティ、(株)三鈴、(株)アージュ
- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数 1社
関連会社名 (株)フジ
 - (2) 持分法を適用していない関連会社数 該当事項はありません。
なお、当連結会計年度において、持分法非適用関連会社であった(株)リブライトは清算終了しております。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、AS' TY VIETNAM INC. 及び上海亜古亜商貿有限公司 (いずれも12月31日) を除き、連結決算日と一致しております。

なお、AS' TY VIETNAM INC. 及び上海亜古亜商貿有限公司については、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じたAS' TY VIETNAM INC. 及び上海亜古亜商貿有限公司との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - i 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法) によっております。
 - ii その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
 - ② たな卸資産
商品及び製品 主として移動平均法による原価法によっております。
仕掛品 主として移動平均法による原価法によっております。
原材料及び貯蔵品 主として移動平均法による原価法によっております。
なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出しております。
 - ③ デリバティブ 時価法によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
建物 (附属設備を除く) 主として定額法によっております。
その他 定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 4～50年
その他 3～60年
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
ソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
その他 定額法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を基準として、当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約取引については、繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約取引 外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、売買差益の獲得等を目的とする投機的取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の均等償却によっております。
ただし、株式交換により発生したのれんについては20年間の均等償却によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日公表分。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が614,916千円、退職給付に係る負債が614,881千円計上されるとともにその他の包括利益累計額が37,476千円減少しております。

なお、1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

2 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成28年2月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しません。

3 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける自己株式の処分に関する会計処理方法について)

平成22年4月19日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」)を導入いたしました。

本プランでは、「4℃ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口」(以下「従持信託」)が、平成22年5月以降、5年間にわたり「4℃ホールディングスグループ従業員持株会」(以下「本持株会」)が取得する規模の当社株式を予め当社より取得し、取得後、信託終了時点までに持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合に、当該株式売却益相当額を残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配します。また当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入れに対し保証をしているため、信託終了時点において従持信託内に当社株価の下落によって当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

なお、当社は平成22年5月11日付で、自己株式513,700株(486,987千円)を従持信託へ譲渡しております。

当該自己株式の処分に関する会計処理については、当社が従持信託の債務を保証している関係上、経済的実態を重視する観点から、当社と従持信託が一体のものであると認識し、本持株会が従持信託より株式を購入した時点で、当社から外部に株式が譲渡されたものとして処理しております。したがって、従持信託が所有する自己株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については当社の連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めて計上しており、自己株式数については従持信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて記載しております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。
担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
投資有価証券	17,215千円	25,847千円
担保権によって担保されている債務		

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
買掛金	1,221千円	17,967千円

- ※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,229,794千円	10,805,458千円

- ※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
投資有価証券(株式)	11,291,773千円	13,485,439千円

- ※4 土地の再評価

前連結会計年度(平成26年2月28日)

連結子会社1社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年2月29日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

当連結会計年度(平成27年2月28日)

連結子会社1社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年2月29日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

- ※5 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
受取手形	一千円	22,820千円
支払手形	—	548,792

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上原価	155,962千円	151,574千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
運賃及び荷造費	457,549千円	594,499千円
広告宣伝費	1,800,869	1,818,465
給料及び手当	5,574,507	5,783,037
従業員賞与金	399,503	349,524
賞与引当金繰入額	390,636	325,632
役員賞与引当金繰入額	44,250	41,946
退職給付費用	9,373	△4,832
役員退職慰労引当金繰入額	52,356	54,668
業務委託費	720,618	718,755
借地借家料	7,303,108	7,578,131
減価償却費	987,952	1,097,203
のれん償却額	520,643	496,504

※3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
土地	12,163千円	47,797千円
計	12,163	47,797

※4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
土地	一千円	8,140千円
計	—	8,140

※5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都新宿区	店舗	建物その他	73,639千円
福岡県中間市	店舗	建物その他	17,850
茨城県水戸市	店舗	建物その他	15,739
東京都武蔵村山市	店舗	建物その他	14,964
茨城県水戸市	店舗	建物その他	14,772
兵庫県西宮市	店舗	建物その他	13,683
埼玉県春日部市	店舗	建物その他	12,293
その他	その他	その他	76,733
合計			239,675

当社グループは、報告セグメントを基礎とし、エフ・ディ・シー・プロダクツグループ、三鈴及びアー
ジュにおける店舗については個々の店舗ごとに、アスティグループのディベロッパー事業については個々
の賃貸用資産ごとにグルーピングしております。

このうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また今後もその見込みである店舗等
については帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（239,675千円）として特別損失に計
上しました。

なお、これらの回収可能価額は賃貸用資産については正味売却価額によって測定しております。また、
店舗については使用価値によって測定しておりますが、主な資産は将来キャッシュ・フローに基づく評価
額がマイナスであるため、回収可能性は零と算定しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	店舗	建物その他	44,954千円
愛知県豊田市	店舗	建物その他	43,691
秋田県秋田市	店舗	建物その他	30,902
青森県弘前市	店舗	建物その他	22,432
大阪府大阪市	店舗	建物その他	21,878
千葉県千葉市	店舗	建物その他	15,315
千葉県船橋市	店舗	建物その他	12,992
三重県東員町	店舗	建物その他	12,450
その他	その他	その他	87,321
合計			291,939

当社グループは、報告セグメントを基礎とし、エフ・ディ・シー・プロダクツグループ、三鈴及びアー
ジュにおける店舗については個々の店舗ごとに、アスティグループのディベロッパー事業については個々
の賃貸用資産ごとにグルーピングしております。

このうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また今後もその見込みである店舗等
については帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（291,939千円）として特別損失に計
上しました。

なお、これらの回収可能価額は店舗については使用価値によって測定しておりますが、主な資産は将来
キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能性は零と算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	404,875千円	991,495千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	404,875	991,495
税効果額	148,578	365,625
その他有価証券評価差額金	256,297	625,870
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△40,088	37,459
税効果調整前	△40,088	37,459
税効果額	△14,764	13,860
繰延ヘッジ損益	△25,323	23,599
為替換算調整勘定		
当期発生額	68,077	42,216
為替換算調整勘定	68,077	42,216
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	39,052	207,054
持分法適用会社に対する持分相当額	39,052	207,054
その他の包括利益合計	338,103	898,740

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首(千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計 年度末(千株)
発行済株式				
普通株式	29,331	—	—	29,331
合計	29,331	—	—	29,331
自己株式				
普通株式(注)1、2、4	1,890	0	127	1,763
普通株式(従持信託所有分)(注)3	218	—	62	156
合計	2,109	0	189	1,920

(注) 1. 増加株式数のうち349株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 減少株式数のうち127千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であり、26株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 減少株式数のうち62千株は信託型従業員持株インセンティブ・プランの一環として、従持信託が持株会へ株式を売却したことによるものであります。

4. 自己株式には、持分法適用関連会社が所有している当社株式の当社持分(当連結会計年度期首1,119千株、当連結会計年度増加株式数0千株、当連結会計年度末1,119千株)を含んでおります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2,360
	平成24年ストック・オプションとしての 新株予約権(注)		—	—	—	—	4,133
	平成25年ストック・オプションとしての 新株予約権(注)		—	—	—	—	12,928
合計			—	—	—	—	19,421

(注) 平成24年及び平成25年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	325,924	11.50	平成25年2月28日	平成25年5月24日

(注) 1 配当金11.5円のうち、1円は特別配当によるものであります。

2 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成25年5月23日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,516千円を含めずに表示しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年10月7日 取締役会	普通株式	356,208	12.50	平成25年8月31日	平成25年11月8日

(注) 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成25年10月7日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,352千円を含めずに表示しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	499,282	17.50	平成26年2月28日	平成26年5月23日

(注) 1 配当金17.5円のうち、5円は特別配当によるものであります。

2 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年5月22日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,735千円を含めずに表示しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首（千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当連結会計 年度末（千株）
発行済株式				
普通株式	29,331	—	—	29,331
合計	29,331	—	—	29,331
自己株式				
普通株式（注）1、2、4	1,763	1,041	158	2,647
普通株式（従持信託所有分）（注）3	156	—	51	104
合計	1,920	1,041	210	2,752

- （注）1. 増加株式数のうち1,040千株は、公開買付けによる取得であり、1千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 減少株式数のうち64千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であり、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。
3. 減少株式数のうち51千株は信託型従業員持株インセンティブ・プランの一環として、従持信託が持株会へ株式を売却したことによるものであります。
4. 自己株式には、持分法適用関連会社が所有している当社株式の当社持分（当連結会計年度期首1,119千株、当連結会計年度減少株式数93千株、当連結会計年度末1,025千株）を含んでおります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成22年ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	944
	平成24年ストック・オプション としての新株予約権		—	—	—	—	469
	平成25年ストック・オプション としての新株予約権（注）		—	—	—	—	33,268
	平成26年ストック・オプション としての新株予約権（注）		—	—	—	—	8,628
合計			—	—	—	—	43,311

（注）平成25年及び平成26年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	499,282	17.50	平成26年2月28日	平成26年5月23日

- （注）1. 配当金17.5円のうち、5円は特別配当によるものであります。
2. 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年5月22日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,735千円を含めずに表示しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年10月6日 取締役会	普通株式	457,886	16.00	平成26年8月31日	平成26年11月7日

（注）従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年10月6日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,088千円を含めずに表示しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	441,676	16.00	平成27年2月28日	平成27年5月22日

（注）従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成27年5月21日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金1,676千円を含めずに表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
現金及び預金	643,415千円	1,952,933千円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	3,450,000	2,000,000
現金及び現金同等物	4,093,415	3,952,933

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主に、アージュにおける店舗設備（器具及び備品）であります。

・無形固定資産

主に、エフ・ディ・シー・プロダクツグループにおける販売管理システム（ソフトウェア）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
1年内	204,789	253,846
1年超	192,517	269,756
合計	397,306	523,602

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
1年内	330,795	379,933
1年超	1,684,504	1,562,546
合計	2,015,300	1,942,480

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については資金計画に照らして銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。

資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引については投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。また、従業員等に対し長期貸付を行っております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、受取手形や売掛金等の営業債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であり、個別に回収可能性を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済完了日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業活動の安全と営業取引に伴う債権の保全を図るため、取引先の信用度を評価し取引先ごとに与信限度を設定・管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、債券については、市況、発行体の信用情報などを勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利を採用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各子会社からの報告に基づき、業務部が適宜に資金繰り計画を作成・更新するとともに、CMSにより各社の流動性リスクを適切に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	643,415	643,415	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,952,219	2,952,219	—
(3) 有価証券			
① その他有価証券	4,850,000	4,850,000	—
(4) 未収入金	73,666	73,666	—
(5) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	650,000	651,417	1,417
② 関係会社株式	11,281,773	12,297,553	1,015,780
③ その他有価証券	3,681,735	3,681,735	—
(6) 差入保証金	344,312	339,309	△5,002
(7) 長期貸付金	22,576		
貸倒引当金 ※	△9,290		
	13,286	13,267	△19
(8) 敷金	2,523,068	2,496,862	△26,205
(9) 破産更生債権等	550,568		
貸倒引当金 ※	△550,568		
	—	—	—
資産計	27,013,477	27,999,447	985,970
(10) 支払手形及び買掛金	4,515,638	4,515,638	—
(11) 未払法人税等	1,366,588	1,366,588	—
(12) 長期借入金	150,930	150,930	0
(13) リース債務(短期リース債務を含む)	837,685	825,955	△11,730
(14) 長期預り保証金	245,239	154,067	△91,172
負債計	7,116,082	7,013,179	△102,902
デリバティブ取引	△14,648	△14,648	—

※ 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成27年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,952,933	1,952,933	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,451,619	3,451,619	—
(3) 有価証券			
① その他有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(4) 未収入金	142,460	142,460	—
(5) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,850,000	1,849,285	△714
② 関係会社株式	13,485,439	17,210,054	3,724,615
③ その他有価証券	4,690,024	4,690,024	—
(6) 差入保証金	346,405	343,612	△2,793
(7) 長期貸付金	22,268		
貸倒引当金 ※	△7,490		
	14,778	14,683	△94
(8) 敷金	2,356,233	2,346,336	△9,897
(9) 破産更生債権等	87,858		
貸倒引当金 ※	△87,858		
	—	—	—
資産計	30,289,894	34,001,009	3,711,115
(10) 支払手形及び買掛金	4,170,142	4,170,142	—
(11) 未払法人税等	1,399,367	1,399,367	—
(12) 短期借入金	48,310	48,310	—
(13) リース債務(短期リース債務を含む)	808,599	798,822	△9,777
(14) 長期預り保証金	267,381	173,817	△93,564
負債計	6,693,800	6,590,458	△103,341
デリバティブ取引	22,810	22,810	—

※ 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

有価証券は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

債券は、取引金融機関から提示された価格又は元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 差入保証金、(7) 長期貸付金、(8) 敷金

時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 破産更生債権等

破産更生等債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(10) 支払手形及び買掛金、(11) 未払法人税等、(12) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) リース債務（短期リース債務を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 長期預り保証金

時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
非上場株式 ※1	328千円	328千円
関係会社株式 ※1	10,000	—
長期預り保証金 ※2	50,237	51,703

※1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

※2 返還時期の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(14) 長期預り保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成26年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	643,415	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,952,219	—	—	—
有価証券				
その他有価証券	4,850,000	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	450,000	200,000	—
未収入金	73,666	—	—	—
長期貸付金	6,442	7,766	1,381	886
合計	8,525,743	457,766	201,381	886

当連結会計年度 (平成27年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,952,933	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,451,619	—	—	—
有価証券				
その他有価証券				
その他	2,000,000	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	150,000	300,000	1,400,000	—
未収入金	142,460	—	—	—
長期貸付金	8,883	5,279	1,415	6,689
合計	7,705,896	305,279	1,401,415	6,689

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成26年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	241,069	229,187	209,459	130,225	27,744	—
合計	241,069	229,187	209,459	130,225	27,744	—

※ 長期借入金については、従持信託にかかるものであり当社株式の株価により返済額が変動いたしますので、返済予定額には含めておりません。

当連結会計年度 (平成27年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	48,310	—	—	—	—	—
リース債務	278,268	259,266	180,832	77,852	12,379	—
合計	326,578	259,266	180,832	77,852	12,379	—

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成26年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	350,000	352,407	2,407
	小計	350,000	352,407	2,407
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	300,000	299,010	△990
	小計	300,000	299,010	△990
合計		650,000	651,417	1,417

当連結会計年度 (平成27年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,050,000	1,054,100	4,100
	小計	1,050,000	1,054,100	4,100
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	800,000	795,185	△4,815
	小計	800,000	795,185	△4,815
合計		1,850,000	1,849,285	△714

2 その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	2,686,418	1,672,201	1,014,216
	(2)その他	2,751	203	2,548
	小計	2,689,169	1,672,404	1,016,764
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	992,565	1,195,741	△203,176
	(2)その他	4,850,000	4,850,000	—
	小計	5,842,565	6,045,741	△203,176
合計		8,531,735	7,718,146	813,588

当連結会計年度 (平成27年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	4,349,876	2,467,424	1,882,451
	(2)その他	3,282	—	3,282
	小計	4,353,158	2,467,424	1,885,733
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	336,865	417,515	△80,649
	(2)その他	2,000,000	2,000,000	—
	小計	2,336,865	2,417,515	△80,649
合計		6,690,024	4,884,939	1,805,084

3 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

なお、下落率が30～50%の株式の減損にあつては、個別銘柄毎に、当連結会計年度における最高値・最安値と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務比率の検討等により信用リスクの定量評価を行い、総合的に判断しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成25年3月1日至平成26年2月28日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		719,063	—	△7,631
	ユーロ		17,923	—	△290
	中国元		223,618	—	△6,726
	合計		960,606	—	△14,648

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当連結会計年度(自平成26年3月1日至平成27年2月28日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		695,498	—	24,205
	中国元		125,228	—	△1,394
	合計		820,726	—	22,810

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社7社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度(基金型)、確定拠出制度及び退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

① 退職給付債務	△2,938,252
② 年金資産	2,666,584
③ 退職給付信託	1,641,108
④ 未積立退職給付債務(①+②+③)	1,369,441
⑤ 未認識数理計算上の差異	170,889
⑥ 連結貸借対照表計上額純額(④+⑤)	1,540,330
⑦ 前払年金費用	2,077,497
⑧ 退職給付引当金(⑥-⑦)	△537,167

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

① 勤務費用(注)1	78,363
② 利息費用	41,520
③ 期待運用収益	△83,103
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△29,526
⑤ その他(注)3	15,116
⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)	22,371

(注) 1 企業年金基金に対する従業員拠出金を控除しております。

2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は①勤務費用に計上しております。

3 その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率
1.50%

(3) 期待運用収益率
3.20%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数
発生時に一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。)

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度（基金型）、確定拠出制度及び退職一時金制度を設けております。

確定給付型企業年金基金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

確定拠出制度では、勤続年数等に対応した掛金を拠出しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社及び一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また一部の連結子会社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、「2. 確定給付制度」に含めて記載しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	2,746,422 千円
勤務費用	59,648
利息費用	39,227
数理計算上の差異の発生額	132,930
退職給付の支払額	△167,084
退職給付債務の期末残高	2,811,143

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,307,693 千円
期待運用収益	85,330
数理計算上の差異の発生額	234,781
退職給付の支払額	△150,277
退職給付信託の返還額	△1,528,975
事業主からの拠出額	22,563
その他	35,180
年金資産の期末残高	3,006,296

(3) 簡便法を適用した退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	191,830 千円
退職給付費用	17,098
退職給付の支払額	△13,811
退職給付に係る負債の期末残高	195,118

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,391,380 千円
年金資産	△3,006,296
	△614,916
非積立型制度の退職給付債務	614,881
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△34
退職給付に係る負債	614,881
退職給付に係る資産	△614,916
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△34

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	59,648 千円
利息費用	39,227
期待運用収益	△85,330
数理計算上の差異の費用処理額	△35,476
簡便法で計算した退職給付費用	17,098
確定給付制度に係る退職給付費用	△4,832

(6) 退職給付に係る調整累計額(税効果控除前)

未認識数理計算上の差異

58,588 千円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

債券	22 %
株式	37
現金及び預金	5
生保一般勘定	34
その他	2
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.00 %
長期期待運用収益率	3.20 %

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、17,026千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	15,212千円	29,899千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年6月16日	平成24年6月13日	平成24年6月13日	平成25年6月12日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 32名	当社取締役 9名	子会社取締役 32名	当社従業員 3名 子会社従業員 343名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 114,000	普通株式 36,000	普通株式 22,600	普通株式 120,000
付与日	平成22年7月15日	平成24年7月13日	平成24年7月13日	平成25年7月12日
権利確定条件	付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成24年7月15日)まで継続して勤務していること	付与日(平成24年7月13日)以降、権利確定日(平成26年7月13日)まで継続して勤務していること	付与日(平成24年7月13日)以降、権利確定日(平成26年7月13日)まで継続して勤務していること	付与日(平成25年7月12日)以降、権利確定日(平成27年7月12日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成22年7月15日～平成24年7月15日	平成24年7月13日～平成26年7月13日	平成24年7月13日～平成26年7月13日	平成25年7月12日～平成27年7月12日
権利行使期間	平成24年7月16日～平成27年7月15日	平成26年7月14日～平成29年7月13日	平成26年7月14日～平成29年7月13日	平成27年7月13日～平成30年7月12日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年7月24日	平成26年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	子会社取締役 21名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,700	普通株式 24,800
付与日	平成26年8月21日	平成26年8月21日
権利確定条件	付与日(平成26年8月21日)以降、権利確定日(平成28年8月12日)まで継続して勤務していること	付与日(平成26年8月21日)以降、権利確定日(平成28年8月12日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成26年8月21日～平成28年8月21日	平成26年8月21日～平成28年8月21日
権利行使期間	平成28年8月22日～平成31年8月21日	平成28年8月22日～平成31年8月21日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年 6月16日	平成24年 6月13日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 7月24日
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	36,000	22,200	118,400	—
付与	—	—	—	—	36,700
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	36,000	22,200	—	—
未確定残	—	—	—	118,400	36,700
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	20,000	—	—	—	—
権利確定	—	36,000	22,200	—	—
権利行使	12,000	33,000	19,800	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	8,000	3,000	2,400	—	—

	第7回 新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成26年 7月24日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	24,800
失効	—
権利確定	—
未確定残	24,800
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年 6月16日	平成24年 6月13日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 7月24日
権利行使価格(円)	905	986	986	1,641	2,366
行使時平均株価(円)	2,088	2,218	2,195	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	118	87	87	339	537

	第7回 新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成26年 7月24日
権利行使価格(円)	2,366
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	537

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第6回及び第7回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	33.730%
予想残存期間	(注) 2	3.502年
予想配当	(注) 3	25.0円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.109%

(注) 1. 平成23年2月19日から平成26年8月21日の株価実績に基づき算定

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

3. 平成26年2月期の配当実績による

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産（流動資産）		
賞与引当金	167,586千円	122,141千円
未払事業税等	104,600	123,129
商品評価損	97,467	94,133
貸倒引当金	1,647	1,226
その他	295,432	210,586
繰延税金資産小計	666,734	551,217
評価性引当額	△48,297	△60,669
繰延税金資産合計	618,437	490,547
繰延税金負債（流動資産）		
繰延ヘッジ損益	—	8,465
繰延税金負債合計	—	8,465
繰延税金資産（流動資産）純額	618,437	482,082
繰延税金資産（固定資産）		
貸倒引当金	57,905	32,415
役員退職慰労引当金	123,438	138,208
有価証券評価損	202,349	198,846
退職給付信託	97,711	—
退職給付引当金	195,767	—
退職給付に係る負債	—	206,556
税務上の繰越欠損金	449,118	341,933
減損損失	415,859	412,939
その他	686,774	702,682
繰延税金資産小計	2,228,924	2,033,582
評価性引当額	△1,636,198	△1,509,096
繰延税金資産合計	592,726	524,486
繰延税金資産（固定負債）		
買換資産圧縮積立金	210,275	199,684
固定資産圧縮積立金	83,084	83,268
前払年金費用	765,142	—
退職給付に係る資産	—	234,011
投資有価証券	—	468,990
その他有価証券評価差額金	303,190	635,957
その他	344,847	352,289
繰延税金負債合計	1,706,539	1,974,203
繰延税金負債（固定負債）純額	1,113,813	1,449,716

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
法定実効税率	38.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の
(調整)		法人税等の負担率との間の差異が法
交際費等永久に損金算入されない項目	0.4	定実効税率の100分の5以下である
住民税均等割	1.6	ため注記を省略している
持分法投資利益	△3.5	
欠損子会社の未認識税務利益	7.6	
のれん償却	3.6	
評価性引当額増減	1.6	
受取配当金	△5.2	
その他	△2.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4	

- 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。
なお、この変更による影響は軽微であります。

- 4 連結決算日後の法人税等の税率変更
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例」(平成27年東京都条例第93号)が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までに解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.06%に、平成29年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から32.30%になっております。
なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び当社グループ所有不動産の建設リサイクル費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
期首残高	853,229千円	942,180千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	105,042	86,500
時の経過による調整額	13,403	14,042
資産除去債務の履行による減少額	△29,495	△40,153
期末残高	942,180	1,002,570

(賃貸等不動産関係)

当社の一部子会社は、広島県、愛媛県及びその他の地域において、賃貸商業設備及び賃貸用オフィスビル（土地を含む。）を有しております。

平成26年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は367,976千円（主な賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は9,584千円（特別損失に計上）であります。

平成27年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は390,549千円（主な賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	4,616,234	4,473,415
	期中増減額	△142,819	△129,359
	期末残高	4,473,415	4,344,055
期末時価		9,654,070	8,978,054

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は資本的支出によるもの(55,613千円)であり、主な減少額は減価償却によるもの(△147,461千円)、不動産売却(△41,387千円)、減損損失(9,584千円)であります。当連結会計年度の主な増加額は資本的支出によるもの(14,381千円)であり、主な減少額は減価償却によるもの(△140,519千円)、不動産売却(△3,221千円)であります。

3 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ、(株)アスティ、(株)三鈴及び(株)アージュの4事業会社を軸とする総合ファッション企業として事業活動を展開しております。

当社グループは連結子会社を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「エフ・ディ・シー・プロダクツグループ」、「アスティグループ」、「三鈴」及び「アージュ」の4事業を報告セグメントとしております。

「エフ・ディ・シー・プロダクツグループ」では、「4℃」ジュエリーを中心としたブランドSPA事業を行っております。

「アスティグループ」では、主にODMを中心としたアパレルメーカー事業、ホールセール事業及びディベロッパー事業を行っております。

「三鈴」では、アパレルSPA事業を行っております。

「アージュ」では、西日本を中心としてファッション分野でリテール事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	アステイ グループ	三鈴	アージュ	計		
営業収益							
外部顧客への営業収益	26,277,261	9,107,549	5,881,097	7,737,277	49,003,184	—	49,003,184
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	43,084	1,445,808	24,225	240,299	1,753,417	△1,753,417	—
計	26,320,345	10,553,357	5,905,322	7,977,577	50,756,602	△1,753,417	49,003,184
セグメント利益 又は損失（△）	4,374,877	557,846	△69,225	160,497	5,023,995	△117,910	4,906,084
セグメント資産	25,170,216	18,988,089	2,267,796	2,561,697	48,987,799	9,490,762	58,478,562
その他の項目							
減価償却費	544,470	245,310	146,572	57,963	994,315	26,256	1,020,572
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	821,790	130,960	160,951	22,283	1,135,986	795	1,136,781

- (注) 1 (1) セグメント利益の調整額△117,910千円には、のれん償却額△520,643千円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△589,094千円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額9,490,762千円のうち、その主なものは、全社資産5,774,496千円及びのれんの未償却残高6,206,310千円であります。なお、主に余資運用資金（現金及び預金）等の資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額26,256千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額795千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	アステイ グループ	三鈴	アージュ	計		
営業収益							
外部顧客への営業収益	28,537,113	8,787,244	5,344,775	8,057,133	50,726,266	—	50,726,266
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	50,330	1,657,587	20,521	285,728	2,014,167	△2,014,167	—
計	28,587,444	10,444,831	5,365,296	8,342,861	52,740,434	△2,014,167	50,726,266
セグメント利益	4,980,999	422,436	14,059	86,150	5,503,646	△35,744	5,467,901
セグメント資産	27,873,136	20,132,567	2,228,395	2,505,023	52,739,123	8,251,215	60,990,338
その他の項目							
減価償却費	651,483	249,692	119,285	81,056	1,101,518	27,828	1,129,346
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,209,843	415,061	26,390	24,966	1,676,261	—	1,676,261

- (注) 1 (1) セグメント利益の調整額△35,744千円には、のれん償却額△496,504千円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△598,882千円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額8,251,215千円のうち、その主なものは、全社資産4,357,769千円及びのれんの未償却残高5,709,806千円であります。なお、主に余資運用資金（現金及び預金）等の資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額27,828千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	エフ・ディ・シー・プロダクツグループ	アステイグループ	三鈴	アージュ	計		
減損損失	115,048	9,809	69,301	45,516	239,675	—	239,675

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	エフ・ディ・シー・プロダクツグループ	アステイグループ	三鈴	アージュ	計		
減損損失	236,048	6,453	42,498	6,939	291,939	—	291,939

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

報告セグメントに配分されたのれんの償却額及び未償却残高はありません。報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は、520,643千円、未償却残高は6,206,310千円であります。当該償却額及び未償却残高は、株式交換により生じたのれんに係るものであります。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

報告セグメントに配分されたのれんの償却額及び未償却残高はありません。報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は、496,504千円、未償却残高は5,709,806千円であります。当該償却額及び未償却残高は、株式交換により生じたのれんに係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主 (会社等)	㈱フジ	愛媛県 松山市	15,921,446	食料品・ 衣料品・ 日用雑貨 等の販売	(被所有) 直接 15.3 間接 0.8	自己株式 の取得	自己株式 の取得(注)	2,000,000	—	—

(注) 自己株式の取得につきましては、平成26年7月24日の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を1株につき2,000円にて行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	㈱フジ	愛媛県 松山市	15,921,446	食料品・ 衣料品・ 日用雑貨 等の販売	(所有) 直接 — 間接 23.0 (被所有) 直接 18.2	店舗の賃貸	店舗用土地・ 建物の賃貸	595,245	—	—

(注) 1 記載金額には、消費税等が含まれておりません。
2 議決権の所有割合には、議決権の行使について指図を行うことができる権利を連結子会社に留保して退職給付信託に抛出している株式の議決権の所有割合2.5%が含まれております。
3 取引条件及び取引条件の決定方針等
不動産等の賃貸については、連結子会社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	㈱フジ	愛媛県 松山市	15,921,446	食料品・ 衣料品・ 日用雑貨 等の販売	(所有) 直接 — 間接 23.1 (被所有) 直接 15.3 間接 0.8	店舗の賃貸	店舗用土地・ 建物の賃貸	593,184	—	—

(注) 1 記載金額には、消費税等が含まれておりません。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
不動産等の賃貸については、連結子会社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

(イ) 従業員のための企業年金等

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
企業年金	退職給付信託	—	—	—	—	退職給付会計上の年金資産	資産の 一部返還	1,528,975	—	—

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は㈱フジであり、その要約連結財務情報は以下のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	20,924,050	22,752,381
固定資産合計	134,661,768	137,726,654
流動負債合計	44,700,059	44,825,604
固定負債合計	49,929,466	49,713,460
純資産合計	60,956,292	65,939,971
売上高	294,234,605	295,180,364
税金等調整前当期純利益	4,262,951	5,359,480
当期純利益	2,349,609	2,906,210

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり純資産額	1,609.45円	1,722.67円
1株当たり当期純利益金額	116.40円	134.99円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	116.24円	134.78円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,183,974	3,642,528
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,183,974	3,642,528
普通株式の期中平均株式数(株)	27,353,992	26,982,906
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	38,012	42,236
(うち新株予約権(株))	(38,012)	(42,236)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成25年6月12日 取締役会決議 第5回新株予約権 普通株式 118,400株	平成26年7月24日 取締役会決議 第6回新株予約権 普通株式 36,700株 平成26年7月24日 取締役会決議 第7回新株予約権 普通株式 24,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	44,136,288	45,830,648
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	19,421	43,311
(うち新株予約権(千円))	(19,421)	(43,311)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	44,116,866	45,787,337
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	27,411,068	26,579,278

4 従持信託が所有する当社株式については、連結財務諸表において自己株式として認識しております。このため、上記の1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた連結会計年度の期中平均株式数は、当該株式が控除されております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	48,310	0.60	平成27年5月31日
1年以内に返済予定のリース債務	241,069	278,268	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	150,930	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	596,616	530,330	—	平成28年3月31日～ 平成31年10月31日
貯蓄組合預り金	61,303	—	—	—
合計	1,049,919	856,909	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	259,266	180,832	77,852	12,379
合計	259,266	180,832	77,852	12,379

3 貯蓄組合預り金は連結貸借対照表の流動負債「その他」に含めて表示しております。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	801,532	97,522	40,153	858,901
建設リサイクル費用	140,648	3,021	—	143,669
合計	942,180	100,543	40,153	1,002,570

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益	(千円)	12,672,555	23,815,042	35,910,760	50,726,266
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額	(千円)	1,884,805	2,612,239	3,830,104	6,017,250
四半期(当期)純利益金額	(千円)	1,184,872	1,542,492	2,288,403	3,642,528
1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	43.39	56.44	84.39	134.99

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額	(円)	43.39	13.08	27.95	50.60

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	234,823	1,539,159
有価証券	4,850,000	2,000,000
繰延税金資産	13,530	14,493
関係会社短期貸付金	1,336,672	1,024,870
未収入金	※1 109,057	※1 145,840
その他	※1 6,484	※1 7,541
流動資産合計	6,550,568	4,731,905
固定資産		
有形固定資産		
建物	681	567
工具、器具及び備品	619	368
リース資産	3,600	900
有形固定資産合計	4,901	1,836
無形固定資産		
ソフトウェア	190	114
リース資産	75,032	50,344
無形固定資産合計	75,222	50,458
投資その他の資産		
投資有価証券	655,382	1,856,518
関係会社株式	29,204,180	29,204,180
関係会社出資金	172,716	75,190
関係会社長期貸付金	81,520	166,964
従業員に対する長期貸付金	—	694
繰延税金資産	29,629	70,250
その他	16,433	5,876
投資その他の資産合計	30,159,861	31,379,674
固定資産合計	30,239,984	31,431,968
資産合計	36,790,553	36,163,873

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	11,950,438	13,132,793
1年内返済予定の長期借入金	—	48,310
リース債務	28,791	27,093
未払金	※1 36,344	※1 70,732
未払費用	11,270	9,193
未払法人税等	46,601	60,165
賞与引当金	13,670	11,900
役員賞与引当金	13,150	14,500
その他	8,970	35,270
流動負債合計	12,109,237	13,409,957
固定負債		
長期借入金	150,930	—
リース債務	54,359	27,265
退職給付引当金	3,155	3,329
役員退職慰労引当金	80,100	97,400
固定負債合計	288,544	127,994
負債合計	12,397,781	13,537,952
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金		
資本準備金	14,838,777	14,838,777
その他資本剰余金	21,800	34,196
資本剰余金合計	14,860,578	14,872,973
利益剰余金		
利益準備金	417,300	417,300
その他利益剰余金		
別途積立金	6,794,500	6,794,500
繰越利益剰余金	511,563	686,102
利益剰余金合計	7,723,363	7,897,902
自己株式	△697,210	△2,675,616
株主資本合計	24,373,251	22,581,780
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	98	829
評価・換算差額等合計	98	829
新株予約権	19,421	43,311
純資産合計	24,392,771	22,625,921
負債純資産合計	36,790,553	36,163,873

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
営業収益	※1 1,651,880	※1 1,990,125
営業総利益	1,651,880	1,990,125
販売費及び一般管理費	※1, ※2 562,926	※1, ※2 561,728
営業利益	1,088,954	1,428,396
営業外収益		
受取利息	※1 15,255	※1 19,431
受取配当金	56	74
為替差益	7,264	15,112
未払配当金除斥益	1,734	1,632
その他	385	608
営業外収益合計	24,695	36,858
営業外費用		
支払利息	※1 42,290	※1 48,688
自己株式取得費用	—	35,364
その他	231	—
営業外費用合計	42,521	84,052
経常利益	1,071,127	1,381,202
特別損失		
関係会社出資金評価損	—	97,525
特別損失合計	—	97,525
税引前当期純利益	1,071,127	1,283,677
法人税、住民税及び事業税	153,400	193,957
法人税等調整額	11,389	△41,988
法人税等合計	164,790	151,969
当期純利益	906,337	1,131,708

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,486,520	14,838,777	—	14,838,777	417,300	6,794,500	287,358	7,499,158
当期変動額								
剰余金の配当							△682,132	△682,132
当期純利益							906,337	906,337
自己株式の取得								
自己株式の処分			21,800	21,800				
自己株式の従持信託からの売却								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	21,800	21,800	—	—	224,204	224,204
当期末残高	2,486,520	14,838,777	21,800	14,860,578	417,300	6,794,500	511,563	7,723,363

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式			株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
	自己株式	自己株式 (従持信託 所有分)	自己株式 合計					
当期首残高	△656,644	△207,422	△864,066	23,960,389	△218	△218	19,195	23,979,365
当期変動額								
剰余金の配当				△682,132				△682,132
当期純利益				906,337				906,337
自己株式の取得	△554		△554	△554				△554
自己株式の処分	108,160		108,160	129,961				129,961
自己株式の従持信託からの売却		59,250	59,250	59,250				59,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					317	317	226	544
当期変動額合計	107,605	59,250	166,855	412,861	317	317	226	413,405
当期末残高	△549,038	△148,172	△697,210	24,373,251	98	98	19,421	24,392,771

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,486,520	14,838,777	21,800	14,860,578	417,300	6,794,500	511,563	7,723,363
当期変動額								
剰余金の配当							△957,168	△957,168
当期純利益							1,131,708	1,131,708
自己株式の取得								
自己株式の処分			12,395	12,395				
自己株式の 従持信託からの売却								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	12,395	12,395	—	—	174,539	174,539
当期末残高	2,486,520	14,838,777	34,196	14,872,973	417,300	6,794,500	686,102	7,897,902

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式			株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
	自己株式	自己株式 (従持信託 所有分)	自己株式 合計					
当期首残高	△549,038	△148,172	△697,210	24,373,251	98	98	19,421	24,392,771
当期変動額								
剰余金の配当				△957,168				△957,168
当期純利益				1,131,708				1,131,708
自己株式の取得	△2,083,827		△2,083,827	△2,083,827				△2,083,827
自己株式の処分	56,599		56,599	68,995				68,995
自己株式の 従持信託からの売却		48,822	48,822	48,822				48,822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					731	731	23,889	24,620
当期変動額合計	△2,027,227	48,822	△1,978,405	△1,791,470	731	731	23,889	△1,766,849
当期末残高	△2,576,265	△99,350	△2,675,616	22,581,780	829	829	43,311	22,625,921

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（純額） 15年

工具、器具及び備品（純額） 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を基準として、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける自己株式の処分に関する会計処理方法について)

平成22年4月19日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」)を導入いたしました。

本プランでは、「従持信託」が、平成22年5月以降、5年間にわたり「4℃ホールディングスグループ従業員持株会」(以下「本持株会」)が取得する規模の当社株式を予め当社より取得し、取得後、信託終了時点までに持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合に、当該株式売却益相当額を残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配します。また当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入れに対し保証をしているため、信託終了時点において従持信託内に当社株価の下落によって当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

なお、当社は平成22年5月11日付で、自己株式513,700株(486,987千円)を従持信託へ譲渡しております。

当該自己株式の処分に関する会計処理については、当社が従持信託の債務を保証している関係上、経済的実態を重視する観点から、当社と従持信託が一体のものであると認識し、本持株会が従持信託より株式を購入した時点で、当社から外部に株式が譲渡されたものとして処理しております。したがって、従持信託が所有する自己株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については当社の貸借対照表及び損益計算書に含めて計上しており、自己株式数については従持信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて記載しております。

(貸借対照表関係)

- ※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
短期金銭債権	71,537千円	77,649千円
短期金銭債務	18,682千円	15,098千円

(損益計算書関係)

- ※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,651,880千円	1,990,125千円
販売費及び一般管理費	28,339千円	27,822千円
営業取引以外の取引による取引高	46,748千円	53,952千円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
広告宣伝費	47,440千円	58,435千円
役員報酬	57,120千円	59,070千円
給料及び手当	140,458千円	122,781千円
賞与引当金繰入額	13,670千円	11,900千円
役員賞与引当金繰入額	13,150千円	14,500千円
役員退職慰労引当金繰入額	20,250千円	17,300千円
減価償却費	26,256千円	27,828千円
おおよその割合		
販売費	8.4%	10.4%
一般管理費	91.6%	89.6%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の記載を行っておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
子会社株式	29,204,180	29,204,180
関連会社株式	—	—
計	29,204,180	29,204,180

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産 (流動資産)		
賞与引当金	5,195千円	4,241千円
未払事業税	7,345	9,439
未払法定福利費	665	570
その他	323	242
繰延税金資産合計	13,530	14,493
繰延税金資産 (固定資産)		
役員退職慰労引当金	28,505	34,713
退職給付引当金	1,124	1,186
関係会社出資金評価損	—	34,758
その他	—	51
繰延税金資産合計	29,629	70,709
繰延税金資産合計	43,159	85,203
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	459
繰延税金負債合計	—	459
繰延税金資産の純額	43,159	84,743

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△24.1	△28.4
その他	0.4	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.4	11.8

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

4 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例」(平成27年東京都条例第93号)が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までに解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.06%に、平成29年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から32.30%になっております。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	681	—	—	113	567	454
	工具、器具及び備品	619	—	—	251	368	2,330
	リース資産	3,600	—	—	2,700	900	12,600
	計	4,901	—	—	3,064	1,836	15,384
無形固定資産	ソフトウェア	190	—	—	76	114	—
	リース資産	75,032	—	—	24,687	50,344	—
	計	75,222	—	—	24,763	50,458	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	13,670	11,900	13,670	11,900
役員賞与引当金	13,150	14,500	13,150	14,500
役員退職慰労引当金	80,100	17,300	—	97,400

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで			
定時株主総会	5月中			
基準日	2月末日			
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) — 無料			
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告することができないときは、日本経済新聞に掲載するものとしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.yondoshi.co.jp			
株主に対する特典	2月末日現在の株主名簿に記載又は記録されていた100株以上ご所有の株主に対し、ご所有株主数に応じて、当社グループでご利用いただける株主ご優待券(券面額1,000円)、当社グループ商品、そしてCSR型の優待として日本水フォーラムへの寄付の3つの中から1つをお選びいただけます。			
	ご所有株式数	株主ご優待券	当社グループ商品	日本水フォーラムへの寄付
	100株以上	2,000円分のご優待券 (券面額1,000円×2枚)	2,000円相当の 当社グループ商品	1,000円の寄付
	500株以上	5,000円分のご優待券 (券面額1,000円×5枚)	5,000円相当の 当社グループ商品	3,000円の寄付
	1,000株以上	8,000円分のご優待券 (券面額1,000円×8枚)	8,000円相当の 当社グループ商品	5,000円の寄付
	3,000株以上	12,000円分のご優待券 (券面額1,000円×12枚)	12,000円相当の 当社グループ商品	8,000円の寄付
	5,000株以上	15,000円分のご優待券 (券面額1,000円×15枚)	15,000円相当の 当社グループ商品	10,000円の寄付

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第64期（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日） 平成26年5月23日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成26年5月23日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第65期第1四半期（自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日） 平成26年7月15日関東財務局長に提出。
第65期第2四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日） 平成26年10月15日関東財務局長に提出。
第65期第3四半期（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日） 平成27年1月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成26年5月23日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書
平成26年8月26日関東財務局長に提出。
- (5) 自己株券買付状況報告書
平成26年8月14日、平成26年9月12日、平成26年10月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年5月15日

株式会社ヨンドシーホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社の平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヨンドシーホールディングスの平成27年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヨンドシーホールディングスが平成27年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社ヨンドシーホールディングス

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングスの平成27年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月22日
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鈴木秀典は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高を指標に、当社及び連結子会社ごとの前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4社を「重要な事業拠点」といたしました。なお、重要な事業拠点のうち、3社については、特に重要な事業拠点でないことが確認できたため、3社を2つのグループに分け、それぞれ隔年で評価することとしております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関る勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月22日
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀 典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木秀典は、当社の第65期（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。